

令和5年度

事業報告書

令和5年4月1日から

令和6年3月31日まで

公益財団法人愛媛県市町振興協会

目 次

I	事業の実施状況について（公益目的事業）	
1	資金貸付事業（定款第4条第1項第1号）	
(1)	長期貸付	1
(2)	貸付金償還	5
(3)	貸付残高	5
2	市町村振興宝くじ交付金の交付事業（定款第4条第1項第2号）	
(1)	市町交付金	11
(2)	基金交付金	12
3	市町振興助成事業（定款第4条第1項第3号）	
(1)	市町振興に伴うイベント等助成事業	13
(2)	情報セキュリティ監査助成事業	16
(3)	メンタルヘルス対策事業助成金	16
(4)	災害支援金	16
4	市町職員等研修事業（定款第4条第1項第4号）	
(1)	愛媛県研修所での研修事業	17
(2)	市町職員研修事業	19
(3)	市町村職員中央研修所（市町村アカデミー）受講に係る助成	20
(4)	全国市町村国際文化研修所（国際文化アカデミー）受講に係る助成	26
(5)	関係団体研修事業等に係る助成	32
5	市町の振興に関する情報提供事業（定款第4条第1項第5号）	
(1)	令和5年度版「愛媛縣市町要覧」の配布	33
(2)	市町振興のための資料の配布	33
(3)	地域づくり情報誌発行事業	33
II	その他事業について	
1	市町関係団体等への助成及び寄附	
(1)	愛媛県市長会・愛媛県町村会を經由して行う助成	34
(2)	地域医療学講座への寄附	36
(3)	その他	36
2	市町村振興宝くじに係る広報宣伝事業	
(1)	市町村振興宝くじ（サマージャンボ関係）	37
(2)	新市町村振興宝くじ（ハロウィンジャンボ関係）	43
(3)	宝くじ公式サイトでのインターネット販売PR助成関係	49
III	総務関係	
1	会議関係	
(1)	本協会関係等	50
(2)	全国協会関係等	53
(3)	その他会議	54

2	役員の変動状況	
(1)	理事の就任・辞任	55
(2)	代表理事の就任・辞任	55
(3)	監事の就任・辞任	55
(4)	評議員の就任・辞任	56
3	その他	
(1)	事業報告書等の報告	56
(4)	事業計画等の送付	56
IV	基金積立状況	
1	サマージャンボ宝くじ及びクイックワン8月発売回数分に係る交付金	
2	ハロウィンジャンボ宝くじ及びクイックワン9月発売回数分に係る交付金	
V	参考資料	
1	各種要領等	
(1)	市町振興に伴うイベント等助成金交付要領	58
(2)	市町村職員中央研修所受講者助成金交付要領	60
(3)	全国市町村国際文化研修所受講者助成金交付要領	61
(4)	情報セキュリティ監査助成金交付要領	62
(5)	市町関係団体研修事業等助成金交付要領	63
(6)	公益財団法人愛媛県市町振興協会基金交付金交付規程	64
(7)	公益財団法人愛媛県市町振興協会市町交付金交付規程	66
(8)	地方財政法第32条	- 70 -
(9)	公益財団法人愛媛県市町振興協会災害支援金交付規程	- 71 -

I 事業の実施状況について（公益目的事業）

1 資金貸付事業（定款第4条第1項第1号）

（1）長期貸付

① 資金貸付額の選定

4月3日 令和5年度長期貸付事業の5月貸付分として、事業計画に基づき5月貸付分（資金貸付額20億円のうち5月貸付10億円）に対し、愛媛県市町振興課へ貸付予定団体及び金額の選定を依頼した。

② 資金貸付額の通知

4月17日 愛媛県市町振興課から貸付希望団体（3市3町）の借入希望額の通知があった。

③ 長期貸付の借入申込通知

4月24日 借入希望のあった3市3町に対し、関係書類を添付のうえ通知した。

④ 長期貸付の貸付利率について

5月2日 5月24日の貸付利率を全国協会に準じ、償還期間5年を年0.10%、10年、12年、15年を年0.30%と決定した。

⑤ 長期貸付の借入申込受付

5月8日 電子データにより借入申込受付を行い、3市、3町から長期貸付の借入申込みがあった。

⑥ 長期貸付の借入手続（案内）

5月18日 長期貸付の借入申込みのあった3市3町に対し、長期貸付決定の案内を行った。

⑦ 長期貸付金の貸付

5月24日 借入申込みのあった3市3町の27事業に対し、愛媛県協会分《別表1》のとおり貸付を行った。

⑧ 資金貸付額の選定

1月12日 令和5年度長期貸付事業の令和6年3月分として、事業計画に基づき資金貸付総額2,000,000千円のうち、令和5年5月貸付後の残額1,115,700千円に対し、愛媛県市町振興課へ貸付予定団体及び金額の選定を依頼した。

⑨ 資金借入希望額の通知

1月31日 愛媛県市町振興課から借入希望団体の借入希望額の通知があった。

⑩ 長期貸付申込通知

2月5日 貸付対象団体（5市3町）に対し、関係書類を添付のうえ通知した。

⑪ 長期貸付の借入申込受付

2月22日 電子データにより借入申込受付を行い、5市3町から長期貸付の借入申込みがあった。

⑫ 長期貸付の貸付利率について

3月1日 3月25日の貸付利率を全国協会に準じ、償還期間5年、10年、12年を0.30%、15年を0.50%と決定した。

⑬ 長期貸付の借入手続（案内）

3月13日 長期貸付の借入申込みのあった5市3町に対し、長期貸付決定の案内を行った。

⑭ 長期貸付金の貸付

3月25日 借入申込みのあった5市3町の22事業に対し、愛媛県協会分〈別表2〉のとおり貸付を行った。

《別表1》 貸付日：令和5年5月24日

愛媛県協会資金 884,300千円 (3市3町 27事業)

(単位：千円)

団体名	事業名	事業種別	貸付額	償還期間
今治市	消防本部庁舎改修事業（シャワー室増設）	緊急防災・減災事業	2,800	10年
	西署改修事業（仮眠室、シャワー室増設）	緊急防災・減災事業	10,500	10年
	常備消防施設整備事業（水槽付ポンプ車）	緊急防災・減災事業	74,100	15年
	消防ドローン（無人航空機）等整備事業	緊急防災・減災事業	8,200	5年
	同報系防災行政無線電波障害対策事業	緊急防災・減災事業	16,300	10年
	共通基盤システム移転更新事業	緊急防災・減災事業	15,700	5年
	吉海認定こども園ブロック塀改修事業	緊急防災・減災事業	7,300	10年
宇和島市	吉田統合小中学校整備事業	過疎対策事業	88,000	12年
	吉田港改修事業	過疎対策事業	13,500	12年
	吉田公園整備事業	旧合併特例事業	10,000	12年
	こども支援施設改築事業	旧合併特例事業	17,700	12年
	津島町クリーンセンター解体事業	旧合併特例事業	178,000	12年
西条市	消防車両等整備事業	緊急防災・減災事業	40,800	5年
	消防水利整備事業	緊急防災・減災事業	17,300	10年
	小学校管理費（照明器具改修）	緊急防災・減災事業	7,100	10年
上島町	耐震性貯水槽設置事業	合併特例事業	15,100	10年
	弓削高等学校学生寮整備事業	合併特例事業	12,800	10年
	公共下水道（公営企業会計移行事業）	公営企業会計適用	1,200	10年
	農業集落排水（公営企業会計移行事業）	公営企業会計適用	300	10年
	浄化槽（公営企業会計移行事業）	公営企業会計適用	300	10年
松前町	白鶴保育所改築事業（白鶴保育所新築工事）	施設整備事業	122,900	15年
	保育所解体事業（二名保育所解体事業）	公共施設等適正管理 推進事業	38,300	10年
	聖浄苑建設負担金	一般事業	122,500	15年
愛南町	県営土木事業負担金（旧合併特例事業）	旧合併特例事業	12,900	10年
	町道中溝線外路肩改良事業（旧合併特例事業）	旧合併特例事業	5,000	10年
	町道弓立越田線道路改良事業（旧合併特例事業）	旧合併特例事業	27,500	10年
	海洋資源開発センター新養殖棟屋根等改修事業（旧合併特例事業）	旧合併特例事業	18,200	10年
合計	(3市3町 27事業)		884,300	

《別表2》 貸付日：令和6年3月25日

愛媛県協会資金 562,000千円 (5市3町 22事業) (単位：千円)

団体名	事業名	事業種別	貸付額	償還期間
松山市	公民館施設マネジメント事業	緊急防災・減災事業	13,300	10年
	消防団車両機械購入事業	緊急防災・減災事業	32,900	10年
	消防団ポンプ蔵置所耐震化事業	緊急防災・減災事業	3,600	10年
宇和島市	地域総合整備資金貸付事業	一般事業	80,000	12年
	丸山公園整備事業	合併特例事業	28,600	12年
	雨水排水路整備事業(国永排水路)	合併特例事業	6,800	12年
	都市再生整備事業(第2期)	合併特例事業	59,900	12年
	雨水排水路整備事業(御殿内排水路)	合併特例事業	37,000	12年
	市道大浦25号線道路新設改良事業	過疎対策事業	7,100	12年
八幡浜市	いきいきプチファーム施設改修事業	施設整備事業	14,500	12年
西条市	団体営ほ場整備事業	一般補助施設整備事業	7,700	15年
	消防車両等整備事業	緊急防災・減災事業	7,800	5年
	ため池豪雨災害緊急対策事業	緊急自然災害防止事業	19,100	15年
大洲市	農業集落排水事業	下水道事業	5,600	10年
上島町	弓削高等学校学生寮整備事業	合併特例事業	42,700	10年
	簡易水道(公営企業会計移行事業)	公営企業会計適用	6,900	10年
	公共下水道(公営企業会計移行事業)	公営企業会計適用	9,200	10年
	農業集落排水(公営企業会計移行事業)	公営企業会計適用	4,400	10年
	浄化槽(公営企業会計移行事業)	公営企業会計適用	1,500	10年
久万高原町	柳谷小学校体育館大屋根軒樋等改修工事	旧合併特例事業	13,100	15年
砥部町	砥部町文化会館空調設備更新事業	一般事業	129,000	15年
	町道川井三角麻生線舗装補修事業	公共施設等適正管理推進事業	31,300	15年
合計	(5市3町 22事業)		562,000	

(2) 貸付金償還

① 令和5年度分元利金払込通知書（上期分）

9月19日・25日 貸付団体に対し、「令和5年度分元利金払込通知書（上期分）」を送付し、全貸付団体から償還された。

② 令和5年度分元利金払込通知書（下期分）

3月18日・25日 貸付団体に対し、「令和5年度分元利金払込通知書（下期分）」を送付し、全貸付団体から償還された。

(3) 貸付残高

令和5年度においては、貸付団体から長期貸付金の元金返済額2,283,555千円を受入、新たに1,446,300千円の貸付（6市5町・49件）を行い、同年度末における長期貸付の残高は、582件、15,246,496.5千円となった。

年度別内訳は、次のとおり。

《別表3》

年度別長期貸付額及び貸付残高

(単位：千円)

年度	当初貸付額					5年度償還額	5年度末残高	
	件数	金額	利率			金額	件数	金額
			全国	県				
				5月	3月			
昭和56年度	46	500,200	3.0		5.5	0	0	0
昭和57年度	54	549,000	3.0		5.5	0	0	0
昭和58年度	48	500,000	3.0		5.5	0	0	0
昭和59年度	41	500,000	3.0		5.5	0	0	0
昭和60年度	39	550,000	3.0		5.5	0	0	0
昭和61年度	37	750,000	3.0		注1	0	0	0
昭和62年度	32	850,000	3.0		3.0	0	0	0
昭和63年度	37	1,050,000	3.0		3.0	0	0	0
平成元年度	28	1,250,000	3.0		3.0	0	0	0
平成2年度	39	1,400,000	3.0		3.0	0	0	0
平成3年度	30	1,500,000	3.0		3.0	0	0	0
平成4年度	35	1,700,000	3.0		3.0	0	0	0
平成5年度	50	2,000,000	3.0		3.0	0	0	0
平成6年度	39	2,100,000	3.0		3.0	0	0	0
平成7年度	39	2,250,000	3.0		3.0	0	0	0
平成8年度	34	2,300,000	2.8		2.8	0	0	0
平成9年度	51	2,400,000	1.6		1.6	0	0	0
平成10年度	47	2,400,000	1.6		1.6	0	0	0
平成11年度	53	2,400,000	1.5		1.5	0	0	0

年度	当初貸付額					5年度償還額	5年度末残高	
	件数	金額	利率			金額	件数	金額
			全国	県				
				5月	3月			
平成12年度	54	2,400,000	1.1		1.1	0	0	0
平成13年度	42	2,400,000	1.0		1.0	0	0	0
平成14年度	60	2,400,000	0.4		0.4	0	0	0
平成15年度	35	2,400,000	0.9		0.9	0	0	0
平成16年度	34	2,000,000	1.0		注2	0	0	0
平成17年度	37	2,200,000			1.2	0	0	0
平成18年度	24	2,500,000			1.3	0	0	0
平成19年度	22	2,200,000			1.0	0	0	0
平成20年度	20	2,200,000			0.9	0	0	0
平成21年度	19	2,200,000			0.8	0	0	0
平成22年度	21	2,200,000			0.8	0	0	0
平成23年度	22	2,200,000			0.6	220,000.0	0	0
平成24年度	16	2,200,000			0.3	220,000.0	16	220,000.0
平成25年度	15	456,000			0.3	45,600.0	15	91,200.0
平成26年度	19	1,778,100			0.1	177,810.0	19	533,430.0
平成27年度	37	1,866,300		0.1	0.1	186,630.0	37	641,950.0
平成28年度	55	2,228,300		0.1	0.01	211,196.0	53	1,083,888.0
平成29年度	73	3,222,700		0.01	注3	330,044.0	73	1,796,038.0
平成30年度	68	2,698,200	別表4のとおり			272,526.0	68	1,781,440.0
令和元年度	73	2,920,900	"			311,788.5	73	2,191,317.0
令和2年度	73	2,478,200	"			184,497.0	73	2,237,497.0
令和3年度	66	1,885,700	"			73,565.5	65	1,804,434.5
令和4年度	41	1,468,900	"			49,898.0	41	1,419,002.0
令和5年度	49	1,446,300	"			0	49	1,446,300.0
合計	1,754	78,898,800	—			2,283,555.0	582	15,246,496.5

注1=3.0、5.0%で貸付 注2=0.9、1.0%で貸付 注3=0.2、0.05%で貸付

《別表 4》

平成 30 年度以降の貸付利率

		5 月貸付				3 月貸付			
		5 年	10 年	12 年	15 年	5 年	10 年	12 年	15 年
平成 30 年度	全国協会	0.01%	0.01%	0.01%	0.10%	0.01%	0.01%	0.01%	0.04%
	県協会	0.01%	0.01%	0.01%	0.10%	0.01%	0.01%	0.01%	0.04%
令和元年度	全国協会	0.01%	0.01%	0.02%	0.06%	0.01%	0.01%	0.01%	0.03%
	県協会	0.01%	0.01%	0.02%	0.06%	0.01%	0.01%	0.01%	0.03%
令和2年度	全国協会	0.10%	0.10%	0.11%	0.14%	0.10%	0.10%	0.11%	0.20%
	県協会	0.10%	0.10%	0.11%	0.14%	0.10%	0.10%	0.11%	0.20%
令和3年度	全国協会	0.10%	0.10%	0.11%	0.20%	0.10%	0.20%	0.20%	0.30%
	県協会	0.10%	0.10%	0.11%	0.20%	0.10%	0.20%	0.20%	0.30%
令和4年度	全国協会	0.10%	0.20%	0.30%	0.30%	0.20%	0.30%	0.30%	0.50%
	県協会	0.10%	0.20%	0.30%	0.30%	0.20%	0.30%	0.30%	0.50%
令和5年度	全国協会	0.10%	0.30%	0.30%	0.30%	0.30%	0.30%	0.30%	0.50%
	県協会	0.10%	0.30%	0.30%	0.30%	0.30%	0.30%	0.30%	0.50%

① 愛媛県協会貸付残高

令和5年度においては、貸付団体から長期貸付金の元金返済額2,062,190千円を受
入、新たに1,446,300千円の貸付（6市5町・49件）を行い、同年度末における長期
貸付の残高は、526件、12,987,264千円となった。

年度別内訳は、次のとおり。

《別表5》

年度別長期貸付額及び貸付残高

(単位：千円)

年度	当初貸付額			5年度償還額		5年度末残高	
	件数	金額	利 率		金額	件数	金額
			5月	3月			
昭和56年度	16	243,400		5.5	0	0	0
昭和57年度	28	299,000		5.5	0	0	0
昭和58年度	20	250,000		5.5	0	0	0
昭和59年度	20	250,000		5.5	0	0	0
昭和60年度	18	300,000		5.5	0	0	0
昭和61年度	18	500,000		注1	0	0	0
昭和62年度	19	600,000		3.0	0	0	0
昭和63年度	24	750,000		3.0	0	0	0
平成元年度	16	850,000		3.0	0	0	0
平成2年度	25	900,000		3.0	0	0	0
平成3年度	20	1,000,000		3.0	0	0	0
平成4年度	27	1,200,000		3.0	0	0	0
平成5年度	36	1,400,000		3.0	0	0	0
平成6年度	33	1,500,000		3.0	0	0	0
平成7年度	32	1,600,000		3.0	0	0	0
平成8年度	27	1,600,000		2.8	0	0	0
平成9年度	43	1,600,000		1.6	0	0	0
平成10年度	39	1,600,000		1.6	0	0	0
平成11年度	45	1,600,000		1.5	0	0	0
平成12年度	50	1,600,000		1.1	0	0	0
平成13年度	38	1,600,000		1.0	0	0	0
平成14年度	52	1,600,000		0.4	0	0	0
平成15年度	22	1,600,000		0.9	0	0	0
平成16年度	24	1,600,000		注2	0	0	0
平成17年度	37	2,200,000		1.2	0	0	0
平成18年度	24	2,500,000		1.3	0	0	0
平成19年度	22	2,200,000		1.0	0	0	0

年度	当初貸付額				5年度償還額	5年度末残高	
	件数	金額	利率			金額	件数
			5月	3月			
平成20年度	20	2,200,000		0.9	0	0	0
平成21年度	19	2,200,000		0.8	0	0	0
平成22年度	21	2,200,000		0.8	0	0	0
平成23年度	22	2,200,000		0.6	220,000	0	0
平成24年度	16	2,200,000		0.3	220,000	16	220,000
平成25年度	15	456,000		0.3	45,600	15	91,200
平成26年度	19	1,778,100		0.1	177,810	19	533,430
平成27年度	37	1,866,300	0.1	0.1	186,630	37	641,950
平成28年度	55	2,228,300	0.1	0.01	211,196	53	1,083,888
平成29年度	73	3,222,700	0.01	注3	330,044	73	1,796,038
平成30年度	62	2,106,000	別表5のとおり		213,306	62	1,366,900
令和元年度	51	1,969,900	"		206,976	51	1,449,942
令和2年度	56	1,988,200	"		127,552	56	1,806,092
令和3年度	56	1,533,400	"		73,178	55	1,452,522
令和4年度	40	1,148,900	"		49,898	40	1,099,002
令和5年度	49	1,446,300	"		0	49	1,446,300
合計	1,386	63,686,500	—		2,062,190	526	12,987,264

注1=3.0、5.0%で貸付 注2=0.9、1.0%で貸付 注3=0.2、0.05%で貸付

② 全国協会貸付残高

令和5年度においては、貸付団体から長期貸付金の元金返済額221,365千円の受入を行い、同年度末における長期貸付の残高は、56件、2,259,232.5千円となった。

年度別内訳は、次のとおり。

《別表6》

年度別長期貸付額及び貸付残高

(単位：千円)

年度	当初貸付額				5年度償還額	5年度末残高	
	件数	金額	利率			金額	件数
			5月	3月			
昭和56年度	30	256,800		3.0	0	0	0
昭和57年度	26	250,000		3.0	0	0	0
昭和58年度	28	250,000		3.0	0	0	0
昭和59年度	21	250,000		3.0	0	0	0
昭和60年度	21	250,000		3.0	0	0	0
昭和61年度	19	250,000		3.0	0	0	0

年度	当初貸付額				5年度償還額	5年度末残高	
	件数	金額	利率		金額	件数	金額
			5月	3月			
昭和 62 年度	13	250,000		3.0	0	0	0
昭和 63 年度	13	300,000		3.0	0	0	0
平成 元 年度	12	400,000		3.0	0	0	0
平成 2 年度	14	500,000		3.0	0	0	0
平成 3 年度	10	500,000		3.0	0	0	0
平成 4 年度	8	500,000		3.0	0	0	0
平成 5 年度	14	600,000		3.0	0	0	0
平成 6 年度	6	600,000		3.0	0	0	0
平成 7 年度	7	650,000		3.0	0	0	0
平成 8 年度	7	700,000		2.8	0	0	0
平成 9 年度	8	800,000		1.6	0	0	0
平成 10 年度	8	800,000		1.6	0	0	0
平成 11 年度	8	800,000		1.5	0	0	0
平成 12 年度	4	800,000		1.1	0	0	0
平成 13 年度	4	800,000		1.0	0	0	0
平成 14 年度	8	800,000		0.4	0	0	0
平成 15 年度	13	800,000		0.9	0	0	0
平成 16 年度	10	400,000		1.0	0	0	0
平成 30 年度	6	592,200	別表 4 のとおり		59,220	6	414,540
令和 元 年度	22	951,000	〃		104,812.5	22	741,375
令和 2 年度	17	490,000	〃		56,945	17	431,405
令和 3 年度	10	352,300	〃		387.5	10	351,912.5
令和 4 年度	1	320,000	〃		0	1	320,000
合計	368	15,212,300	—		221,365	56	2,259,232.5

2 市町村振興宝くじ交付金の交付事業（定款第4条第1項第2号）

(1) 市町交付金

2月20日 本協会市町交付金交付規程に基づき、ハロウィンジャンボ宝くじ収益金及びクイックワン（9月発売回数分）のうち愛媛県から交付された交付金及び交付金から生ずる受取利息等を財源とし、本協会配分基準（均等割50%、人口割50%）により算出し、市町に対し交付した。

【交付額】 197,718,171円

《別表》

市町交付金一覧表

（単位：円）

市町名	令和5年度	平成13年度～令和4年度
松山市	42,593,637	983,045,264
今治市	16,231,891	563,937,276
宇和島市	10,115,989	273,398,863
八幡浜市	7,254,014	158,464,785
新居浜市	13,537,821	303,557,498
西条市	12,811,712	322,628,847
大洲市	7,948,633	211,393,665
伊予市	7,616,806	178,477,631
四国中央市	11,143,486	285,881,427
西予市	7,549,689	220,735,513
東温市	7,436,725	151,930,765
上島町	5,411,645	143,685,277
久万高原町	5,484,098	147,640,298
松前町	7,232,218	128,393,187
砥部町	6,476,346	131,312,359
内子町	6,082,212	143,794,260
伊方町	5,553,244	131,316,276
松野町	5,213,000	83,116,501
鬼北町	5,644,562	113,633,578
愛南町	6,380,443	191,100,187
計	197,718,171	4,867,443,457

(2) 基金交付金

6月22日 本協会基金交付金交付規程に基づき、サマージャンボ宝くじ収益金をもって愛媛県が協会に交付する愛媛県交付金を積み立てる基金積立金を財源とし、本協会配分基準（均等割50%、人口割50%）に基づき、市町に対し交付した。

【交付額】 234,868千円

《別表》

基金交付金一覧表

(単位：千円)

市町名	令和5年度	平成19年度～令和4年度
松山市	50,532	824,077
今治市	19,276	420,720
宇和島市	12,045	220,593
八幡浜市	8,625	137,265
新居浜市	16,091	259,041
西条市	15,208	264,556
大洲市	9,452	170,866
伊予市	9,048	149,864
四国中央市	13,250	233,484
西予市	8,978	173,376
東温市	8,821	133,716
上島町	6,422	115,749
久万高原町	6,523	118,736
松前町	8,571	119,329
砥部町	7,692	116,270
内子町	7,229	120,697
伊方町	6,604	110,343
松野町	6,196	81,384
鬼北町	6,714	101,227
愛南町	7,591	148,873
計	234,868	4,020,166

3 市町振興助成事業（定款第4条第1項第3号）

(1) 市町振興に伴うイベント等助成事業

イベント等の助成については、次の10市9町70事業に対し総額96,680千円を助成した。

(単位：円)

団体名	イベント名等	実施年月日	助成額	団体支出額
松山市	令和5年度平和資料展	令和5年7月21日～27日	590,000	1,347,252
	第35回トリアスロン中島大会	令和5年8月26日・27日	2,000,000	4,500,000
	風早にぎわいレトロまつり	令和5年11月26日	1,850,000	3,688,000
	男女共同参画推進事業（コムズフェスティバル）	令和6年2月3日・4日	670,000	1,331,001
今治市	サマーフェスタinかみうら2023	令和5年7月30日	3,000,000	6,224,000
	第28回水軍レース大会	令和5年7月30日	3,000,000	9,000,000
宇和島市	第57回うわじま牛鬼まつり	令和5年7月22日～24日	2,850,000	8,400,000
	つしま夏祭り	令和5年8月17日	1,770,000	4,000,000
	大石昌良デビュー15周年記念宇和島スペシャルライブ	令和5年12月2日	1,070,000	2,125,053
	津島しらうお祭り	令和6年1月28日	310,000	3,440,000
八幡浜市	八幡浜市文化会館ゆめみかん開館25周年記念 葉加瀬太郎スペシャルコンサートwith柏木広樹 西村由紀江	令和5年7月21日	3,660,000	7,317,164
	令和5年度八幡浜市美術館特別展 生誕110年佐藤太清展－水の心象－	令和5年7月1日～8月20日	2,340,000	5,252,366
新居浜市	にいほまわくわく春まつり	令和5年5月3日～5日	750,000	1,490,000
	第40回にいほま夏まつり事業	令和5年6月27日～11月30日	710,000	1,425,000
	tuperatuperaのかおてん	令和5年7月8日～9月3日	2,460,000	14,718,149
	JAえひめ未来 農業まつり2023事業	令和5年12月10日	380,000	760,000
	SDGsに関する講演会	令和6年2月25日	1,550,000	3,085,500
西条市	いしづち山麓SWEETライド	令和5年11月5日	1,250,000	2,499,989
	スノーカーニバルin石鎚	令和6年1月6日～8日	300,000	581,063
	西条市うちめきマラソン大会	令和6年1月8日	1,250,000	2,480,289
	西条市ちびっこ駅伝大会	令和6年1月14日	480,000	951,188

団体名	イベント名等	実施年月日	助成額	団体支出額
大洲市	ながはま赤橋夏祭り	令和5年8月5日	760,000	1,853,000
	第41回かわべふるさと祭り	令和5年8月14日	1,260,000	2,720,000
	第35回わらじで歩こう坂本龍馬脱藩の道	令和5年9月23日・24日	330,000	807,000
	第13回大洲産業フェスタ2023	令和5年10月9日	2,410,000	5,000,000
	第35回肱川ふれあいまつり	令和5年11月19日	600,000	2,018,000
四国中央市	第16回書道パフォーマンス甲子園 (全国高等学校書道パフォーマンス選手権大会)	令和5年7月23日	3,000,000	19,000,000
	みなと祭花火大会	令和5年7月25日	1,000,000	2,737,718
	第34回湖水まつり	令和5年8月5日	910,000	2,350,000
	第19回四国中央市産業祭	令和5年11月18日・19日	1,090,000	3,100,000
西予市	宇和れんげまつり	令和5年4月29日	1,800,000	4,113,000
	奥地の海のかーにばる	令和5年8月13日	1,840,000	4,286,400
	乙井大相撲	令和5年11月28日・29日	2,360,000	4,712,000
東温市	家族で楽しむほっちょ市	令和5年4月16日	1,640,000	3,280,000
	東温アートヴィレッジフェスティバル	令和5年8月27日	3,390,000	10,773,678
	第38回どてかぼちゃカーニバル	令和5年9月10日	400,000	800,000
	第16回商工会産業まつり	令和5年9月17日	420,000	830,000
	東温市ソフトボールフェスティバル'24	令和6年2月10日～12日	130,000	300,000
上島町	上島町スポーツ振興事業(愛媛マンガリソフ イレツ公式戦)	令和5年9月3日	210,000	401,099
	Let's! ゆめしまサイクリング ～人と人繋ぐは島の橋と橋～	令和5年10月9日	500,000	1,000,000
	上島町スポーツ振興事業(上島町ゆめしま海道駅伝大会)	令和6年1月21日	320,000	629,629
久万高原町	久万納涼まつり	令和5年8月12日	1,700,000	3,500,000
	みかわ納涼まつり	令和5年8月19日	1,000,000	2,350,000
	第11回石鎚山ヒルクライム	令和5年9月3日	950,000	2,500,000
	第51回久万林業まつり	令和5年10月21日・22日	2,350,000	7,744,000
松前町	令和5年度まさき町夏祭り	令和5年8月4日・5日	4,000,000	12,939,000

団体名	イベント名等	実施年月日	助成額	団体支出額
松 前 町	第9回松前町産業まつり「たわわ祭」	令和5年11月11日・12日	2,000,000	8,049,175
砥 部 町	令和5年度砥部町国際交流サマースクール	令和5年8月5日～7日	450,000	900,000
	令和5年度ショパンビレッジフェスティバルin砥部町	令和5年10月15日	850,000	1,700,000
	広田ふるさとフェスタ	令和5年11月5日	1,860,000	3,713,004
	芸術文化フェスタ	令和5年11月18日・19日	410,000	802,889
内 子 町	ミュージカル二宮忠八物語公演	令和5年6月18日	820,000	1,628,000
	鼓動内子座特別公演	令和5年7月15日	340,000	675,313
	スバル音楽祭	令和5年7月15日～17日	120,000	225,940
	第63回内子笹まつり	令和5年8月6日・7日	910,000	2,000,000
	内子座文楽第24回公演	令和5年8月19日・20日	2,010,000	4,014,477
	茂山千三郎・内子狂言くらぶ 二〇二三披露公演	令和5年10月14日	1,010,000	2,004,110
伊 方 町	第6回はなはな祭り	令和5年5月27日	1,880,000	3,758,482
	第2回瀬戸の夕風まつり	令和5年8月6日	1,120,000	2,698,874
	佐田岬マラソン2023	令和5年11月12日	2,000,000	4,000,000
	令和5年度伊方町生涯学習推進大会	令和6年2月25日	460,000	909,240
松 野 町	森の国の夏祭り2023	令和5年8月13日	790,000	2,200,000
	第70回不器男忌俳句大会	令和6年2月18日	360,000	717,792
	松野町特産品販売促進事業	令和5年9月3日～令和6年3月26日	940,000	1,870,319
鬼 北 町	せせらぎ魚っちんぐ	令和5年7月16日	200,000	398,000
	第39回武左衛門ふる里まつり	令和5年8月4日	500,000	1,000,000
	でちこんか2023	令和5年10月14日・15日	5,040,000	10,066,114
愛 南 町	第10回 愛南町いやしの郷トライアスロン大会	令和5年6月3日	4,000,000	10,300,000
	宇崎竜童 弾き語り LIVE 2023	令和5年11月5日	820,000	1,635,693
	荒牧陽子 松浦航大 ものまねジ ョイントショー	令和6年1月20日	1,180,000	3,022,000
計 10市9町 70事業			96,680,000	252,649,960

(2) 情報セキュリティ監査助成事業

情報セキュリティ監査の助成については、次の3市1町に対し、総額3,050千円を助成した。

(単位：円)

団体名	助成額	団体支出額
松山市	600,000	1,199,000
今治市	530,000	1,056,000
宇和島市	990,000	1,980,000
愛南町	930,000	1,859,000
合計	3,050,000	6,094,000

(3) メンタルヘルス対策事業助成金

5月12日 県・市町が連携して精神科医・保健師による相談体制を整備し、職員のメンタルヘルス対策の一層の充実強化を図るために実施する精神科医・保健師の共同設置をした愛媛県市町村職員共済組合に対して、2,500千円を助成した。

(4) 災害支援金

災害支援金については、該当なし。

4 市町職員等研修事業（定款第4条第1項第4号）

（1）愛媛県研修所での研修事業

- ① 4月6日 愛媛県研修所で実施している市町職員研修、能力開発研修及び県・市町職員合同研修に要する経費（6,440千円）の支払について愛媛県知事と「令和5年度市町職員研修に係る協定」の締結を行った。

<各講座は次のとおり>

【階層別研修】

- 県・市町中堅職員（年6回）
- 市町係長級研修（年3回）
- 市町課長級研修
- 部長級・次長級セミナー

【専門研修】

- 財政運営実務講座
- 危機管理講座
- アサーティブコミュニケーション講座

【県・市町合同研修】

- 行政法講座
- 民法講座
- 地方自治法講座（年2回）
- 法制執務講座
- 実践型地域政策づくり合宿
- 女性職員キャリアデザイン講座
- 政策法務講座
- 住民ニーズ調査実践講座
- 協働型フィールドワーク講座
- 問題発見・解決能力向上講座
- チームビルディング講座
- マネジメント能力講座
- タイムマネジメント講座
- 広報戦略とマスコミ対応講座
- コーチング講座
- 問題解決・発想力パワーアップ講座
- 文書力基礎講座
- レジリエンス向上講座
- 折衝力・交渉力講座
- EBPM実践力向上講座～RESAS活用～
- ファシリテーション講座
- 実践営業力講座
- 業務効率向上講座
- 経営分析基礎講座
- 文章力実践講座
- 情報分析・活用力向上講座～SWOT分析～
- 自治体法務検定受検コース
- 課題解決創造力・実践力向上講座

【出前講座】

- クレーム対応講座（年3回）

- ② 5月29日 令和5年度市町職員研修に係る協定書第2条の規程に基づき愛媛県研修所から提出のあった納入通知書により、1,744千円（上半期分）を支払った。

- ③ 10月24日 令和5年度市町職員研修に係る協定書第2条の規程に基づき愛媛県研修所から提出のあった納入通知書により、4,696千円（下半期分）を支払った。

- ④ 3月29日 同協定書第3条の規定に基づき提出のあった「令和5年度市町職員研修事業実績報告書」を受理し、実施内容について承認した。

区分	研 修 名		研修期間	研修終了者数
階 層 別 研 修	県・市町中堅研修	第52期	R5.10.23～10.26	20
		第53期	R5.11.13～11.16	18
		第54期	R5.12.11～12.14	18
		第55期	R6.1.15～1.18	16
		第56期	R6.1.22～1.25	15
		第57期	R6.1.29～2.1	18
	市町係長級研修	第95期	R5.10.17～10.20	29
		第96期	R5.11.7～11.10	41
		第97期	R5.12.5～12.8	32
	市町課長級研修	第44期	R5.10.19～10.20	48
専 門 研 修	財務運営実務講座		R5.7.27～7.28	15
	アサーティブコミュニケーション		R6.1.18～1.19	31
	危機管理（地震災害対策）講座		R6.2.6～2.7	中止
ス テ ー ジ ア ッ プ 研 修 （ 県 ・ 市 町 職 員 合 同 ）	行政法講座		R5.9.12～9.13	9
	民法講座（Web研修）		R5.10.5～10.6	106
	地方自治法講座	第1回	R5.9.4～9.5	14
		第2回	R5.9.25～9.26	15
	法制執務講座		R5.8.1～8.2	87
	実践型地域政策づくり講座		R5.9.28～9.29	6
	女性職員キャリアデザイン講座		R5.12.14～12.15	8
	政策法務講座		R5.8.29～8.30	10
	協働型フィールドワーク講座		R5.10.12～10.13	8
	問題発見・解決能力向上講座		R6.1.10～1.11	10
	チームビルディング講座		R5.9.26～9.27	11
	DX企画力向上講座		R5.12.18～12.19	5
	マネジメント能力講座		R5.11.9～11.10	11
	タイムマネジメント講座		R5.8.9～8.10	10
	広報戦略とマスコミ対応講座		R5.10.4～10.5	11
	コーチング講座		R5.11.21～11.22	10
	問題解決・発想力パワーアップ講座		R5.7.18～7.19	9
	文章力基礎講座		R6.1.9～1.10	15
レジリエンス向上講座		R5.12.4～12.5	10	
折衝力・交渉力講座		R5.12.4～12.5	9	

区分	研 修 名	研修期間	研修終了者数	
	ファシリテーション講座	R5. 11. 28～11. 29	8	
	実践営業力講座	R5. 11. 30～12. 1	5	
	住民ニーズ調査実践講座	R5. 8. 7～8. 9	3	
	経営分析基礎講座	R5. 11. 20～11. 21	13	
	文章力実践講座	R5. 8. 16～8. 17	9	
	EBPM実践力向上講座～RESAS活用～	R5. 10. 3～10. 4	7	
	EBPM実践力向上講座～効果検証・事例創出編～	R5. 7. 20～7. 21	4	
	情報分析・活用力向上講座～SWOT分析～	R5. 11. 6～11. 7	5	
	自治体法務検定（政策法務）受験コース	R5. 12. 1	5	
指導者養成研修	課題解決創造力・実践力向上講座	R5. 6. 23	17	
出前講座	クレーム対応講座	（東予）	R5. 8. 22	28
		（中予）	R5. 8. 24	19
		（南予）	R5. 8. 23	25
その他	部長級・次長級セミナー	R5. 11. 6	16	
計			839	

（２）市町職員研修事業

① 固定資産税家屋（非木造）評価実務研修会

7月25日 「えひめ共済会館」（松山市）において、市町職員等を対象とした固定資産税家屋（非木造）評価実務に関する研修会を開催し、35人が受講した。

研修会の講師等は次のとおり。

研修テーマ：「非木造家屋の評価について」

講 師：一般財団法人資産評価システム研究センター特任講師 瀧下 誠 氏

② 地方財政に関する研修会

9月22日 「愛媛県林業会館」（松山市）において、市町職員等を対象とした地方財政に関する研修会を開催し、45人が受講した。

研修会の講師等は次のとおり。

研修テーマ：「地方財政をめぐる諸課題」

講 師：総務省自治行政局地域政策課理事官 萩原 啓 氏

(3) 市町村職員中央研修所（市町村アカデミー）受講に係る助成

市町村職員中央研修所受講者への助成については、受講した次の9市6町2組合（85人）に対し、総額4,317,964円を助成した。

（単位：円）

団体名	人数	助成額	団体名	人数	助成額
松山市	7	346,467	今治市	3	143,537
宇和島市	8	429,486	新居浜市	20	1,015,151
西条市	6	310,417	大洲市	7	343,411
伊予市	7	353,937	四国中央市	4	213,590
東温市	4	212,817	上島町	1	40,000
久万高原町	2	93,700	松前町	6	287,600
内子町	2	107,417	鬼北町	2	97,600
愛南町	3	146,400	愛媛地方税滞納整理機構	2	122,434
松山広域福祉施設事務組合	1	54,000			
計			85人		4,317,964円

《市町村職員中央研修所の各市町等・研修別内訳》

〈課程・科目別、団体別修了者数〉

課程	科目	団体名																				
		松山市	今治市	宇和島市	八幡浜市	新居浜市	西条市	大洲市	伊予市	四国中央市	西予市	東温市	上島町	久万高原町	松前町	砥部町	内子町	伊方町	松野町	鬼北町	愛南町	一組等
実務	行政のデジタル化の推進 R5.6.5～9			1		1																
	住民協働による地域づくり R5.6.5～9																			1		
	契約実務 R5.6.12～16			1																		
	持続可能な地域づくりと環境保全 R5.6.12～16					1																

課程	団体名	松山市	今治市	宇和島市	八幡浜市	新居浜市	西条市	大洲市	伊予市	四国中央市	西予市	東温市	上島町	久万高原町	松前町	砥部町	内子町	伊方町	松野町	鬼北町	愛南町	一組等
	科目																					
専門実務	住民行政事務能力の向上 R5.6.19～23					1																
	自治体の働き方改革 R5.6.19～23						1															
	法令実務B（応用） R5.6.27～7.7			1						1												
	人口減少時代の都市計画 R5.6.27～7.5			1																		
	法令実務A（基礎） R5.7.10～14						2			1											1	
	管理職の必須知識講座 R5.7.12～14														1							
	管理職を目指すステップアップ講座 R5.7.24～28					1									1							1
	地域運営組織の形成と運営 R5.7.24～28					1																
	地方公会計制度 R5.7.31～8.4												1									

課程	団体名 科目	松山市	今治市	宇和島市	八幡浜市	新居浜市	西条市	大洲市	伊予市	四国中央市	西予市	東温市	上島町	久万高原町	松前町	砥部町	内子町	伊方町	松野町	鬼北町	愛南町	一組等	
		専	管理職のためのリーダーシップ・マネジメント講座 R5.8.2～4	1												1							
門	固定資産税課税事務（土地） R5.8.17～25			1								1											
実	自治体財政運営講座 R5.8.17～25																						1
務	住民税課税事務 R5.8.28～9.7											1											
	ICTによる情報政策 R5.8.28～9.1													1	1								
	住民窓口サービスの向上 R5.9.4～8					1									1								
	上下水道事業の経営管理 R5.9.4～8					1				1											1		
	人事評価制度の運用改善と活用 R5.9.11～15		1	1					1														
	ナッジ等を活用した政策イノベーション R5.9.11～15					1																	

課程	団体名 科目	松山市	今治市	宇和島市	八幡浜市	新居浜市	西条市	大洲市	伊予市	四国中央市	西予市	東温市	上島町	久万高原町	松前町	砥部町	内子町	伊方町	松野町	鬼北町	愛南町	一組等	
		公共施設の総合管理 R5.9.11～15						1					1			1							
全国地域づくり 人財塾 R5.9.20～22	1																1						
資金調達・運用・財政分析の 集中講座 R5.9.20～22						1																	
住民税課税事務 R5.9.26～10.6																	1						
市町村税徴収事務 R5.9.26～10.6																							1
住民との合意形成に向けたファ シリテーション の実務 R5.10.2～6						2																	
組織のリスクマ ネジメント R5.10.10～12		1						3															
固定資産税課税 事務（家屋） R5.10.10～20						1																	
フォローアップによる組織づ くり R5.10.23～27	1							1															

課程	団体名 科目	松山市	今治市	宇和島市	八幡浜市	新居浜市	西条市	大洲市	伊予市	四国中央市	西予市	東温市	上島町	久万高原町	松前町	砥部町	内子町	伊方町	松野町	鬼北町	愛南町	一組等	
		議会事務 R5.10.23～27					1																
市町村税徴収事務 R5.11.7～17					1																		1
住民税課税事務 R5.11.7～17					2	1																	
災害に強い地域づくりと危機管理 R5.11.30～12.8			1																				
高齢者福祉の推進 R5.11.30～12.8					1																		
教育現場のDX R5.12.11～15	1																						
訴訟と行政不服審査の実務 R5.12.11～15	1																						
管理職特別セミナー～自治体経営の課題～ R6.1.11～12													1										
観光戦略と実践 R6.1.15～19			1										1										
職場のリーダー養成講座 R6.1.22～26	1								1														
政策企画 R6.1.22～26						1		1															

課程	団体名 科目	松山市	今治市	宇和島市	八幡浜市	新居浜市	西条市	大洲市	伊予市	四国中央市	西予市	東温市	上島町	久万高原町	松前町	砥部町	内子町	伊方町	松野町	鬼北町	愛南町	一組等	
		専門実務	行政のデジタル化の推進 R6. 1. 22～26							1													
	選挙事務 R6. 2. 14～22	1																					
	広報の効果的実践 R6. 2. 14～22					1		1		1													
特別	監査委員特別セミナー R5. 4. 20～21		1					1															
	管理職特別セミナー R5. 4. 27～28					2																	
	市町村議会議員特別セミナー R5. 11. 1～2								3														
	市町村議会議員特別セミナー R6. 1. 9～10								1														
計		7	3	8	0	20	6	7	7	4	0	4	1	2	6	0	2	0	0	2	3	3	

※一組等……松山広域福祉施設事務組合、愛媛地方税滞納整理機構

(4) 全国市町村国際文化研修所（国際文化アカデミー）受講に係る助成

全国市町村国際文化研修所受講者への助成については、受講した次の8市5町2組合等（60人）に対し、総額2,005,371円を助成した。

（単位：円）

団体名	人数	助成額	団体名	人数	助成額
松山市	6	172,910	今治市	10	357,704
宇和島市	2	57,100	新居浜市	10	326,360
西条市	6	183,250	伊予市	2	72,950
四国中央市	1	30,950	東温市	1	30,850
上島町	2	60,400	久万高原町	1	28,800
松前町	9	331,428	砥部町	1	58,848
内子町	1	29,550	愛媛地方税滞納整理機構	7	233,421
愛媛県町村議会議長会	1	30,850			
計			60人		2,005,371円

《全国市町村国際文化研修所の各市町等・研修別内訳》

〈課程・科目別、団体別修了者数〉

区分	科目	団体名																				
		松山市	今治市	宇和島市	八幡浜市	新居浜市	西条市	大洲市	伊予市	四国中央市	西予市	東温市	上島町	久万高原町	松前町	砥部町	内子町	伊方町	松野町	鬼北町	愛南町	一組等
国際文化研修	自治体外国人施策の実務～第一線で対応する方のため に～ R5.6.5～7					1																

区分	団体名 科目	松山市	今治市	宇和島市	八幡浜市	新居浜市	西条市	大洲市	伊予市	四国中央市	西予市	東温市	上島町	久万高原町	松前町	砥部町	内子町	伊方町	松野町	鬼北町	愛南町	一組等	
		国際文化研修	多様性社会を生きる「次世代」の育成～外国につながりを持つ子どもたちへの学習支援～ R5.7.24～28	1																			
災害時における外国人への支援セミナー R5.9.25～27	1																						
障がいのある人への自立支援 R5.11.13～17														1									
国際消防救急隊セミナー R6.2.19～21	1																						
JETプログラム国際交流員(CIR)中間研修 R6.3.4～6																	1						
公共政策技法研修	自治体職員のためのデータ分析の基本～分析から政策展開へ～ R5.6.26～28		1																				
	自治体職員のための行動経済学～ナッジを中心として～ R5.7.19～21		1				1																

区分	団体名 科目	松山市	今治市	宇和島市	八幡浜市	新居浜市	西条市	大洲市	伊予市	四国中央市	西予市	東温市	上島町	久万高原町	松前町	砥部町	内子町	伊方町	松野町	鬼北町	愛南町	一組等	
		政策 ・ 実務	災害発生時の市町村の対応 R5.5.22～26					1															
法令実務 A（基礎） R5.6.5～9			1			1									1								
市町村税徴収事務 R5.6.13～23																							1
グリーンリカバリーと地域の産業政策～地球温暖化対策と再生可能エネルギーの活用～ R5.6.12～14			1																				
次世代を担う若手職員育成研修（インターバル研修） R5.7.11～10.24						1																	
住民税課税事務 R5.7.18～28																1	1						
保育士・幼稚園教諭のための保育行政 R5.7.24～26																1							
これからの自治体人材マネジメント R5.8.7～9							1																

区分	団体名 科目	松山市	今治市	宇和島市	八幡浜市	新居浜市	西条市	大洲市	伊予市	四国中央市	西予市	東温市	上島町	久万高原町	松前町	砥部町	内子町	伊方町	松野町	鬼北町	愛南町	一組等		
		政策 ・ 実務	定年延長とシニア人材の活用推進～エンゲージメントを高めて組織力の向上を図る～ R5.8.28～30		1				1															
スポーツと地域の活性化 R5.9.4～6	1																							
自治体の自律的な財政運用～制度と最新の動向～ R5.9.6～8	1					1																		
相談業務担当職員のためのコミュニケーション技法～マイクロカウンセリングを中心に～ R5.9.19～21															1									
住民との協働によるまちづくり～町作りコーディネーターの役割と技術の習得～ R5.9.25～29									1															
法令実務B（応用） R5.9.26～10.6			1																					

区分	科目	団体名																					
		松山市	今治市	宇和島市	八幡浜市	新居浜市	西条市	大洲市	伊予市	四国中央市	西予市	東温市	上島町	久万高原町	松前町	砥部町	内子町	伊方町	松野町	鬼北町	愛南町	一組等	
政 策 実 務	使用料等の債権回収 R5.10.2～6		2																				
	地域からゼロカーボンを考える ～GXの推進を目指して～ R5.10.10～12					1																	
	デザイン思考を活用した新たな行政課題の解決方法 R5.10.11～13	1				1	1																
	市町村議会事務局職員研修 R5.10.11～13																					1	
	・高齢者が活躍できる地域づくり～生きがいとしての社会参加～ R5.10.16～18					1																	
	自治体の広報～住民に読まれ、親しまれる広報を目指して～ R5.10.25～27														1								
	滞納整理の実践と徴収マネジメント R5.11.6～10																						6
	自治体の中小企業支援 R5.11.13～15		1										1										

区分	団体名 科目	松山市	今治市	宇和島市	八幡浜市	新居浜市	西条市	大洲市	伊予市	四国中央市	西予市	東温市	上島町	久万高原町	松前町	砥部町	内子町	伊方町	松野町	鬼北町	愛南町	一組等		
		政策 実務	住民の健康を考 える～健康寿命を延 ばすために～ R5.11.27～29						1															
これからの農業を 考える R5.12.6～8						1																		
多文化共生の地域 づくりコース R6.1.15～16										1														
災害発生時の市町 村の対応 R6.1.29～2.2														1	1									
自治体職員のため のデータ分析の基 本～分析から政策 展開～ R6.2.13～15						1																		
空き家対策～自治 体の対処法～ R6.2.26～28			1													1								
幹部 職員	女性リーダーのた めのマネジメント 研修 R5.7.10～14								1						1									
	女性リーダーのた めのマネジメント 研修 R5.12.4～8						1																	

区分	科目	団体名																				
		松山市	今治市	宇和島市	八幡浜市	新居浜市	西条市	大洲市	伊予市	四国中央市	西予市	東温市	上島町	久万高原町	松前町	砥部町	内子町	伊方町	松野町	鬼北町	愛南町	一組等
市町 村長 ・ 議員	市町村議会議員研修「社会保障・社会福祉」 R5.7.3～5											1										
	トップマネジメントセミナー R5.10.2～3			1																		
	市町村議会議員研修「人口減少社会における議会の役割」 R5.10.10～12			1																		
	市町村議会議員研修「地方財政制度の基本と自治体財政」 R5.10.18～20												1									
計	6	10	2	0	10	6	0	2	1	0	1	2	1	9	1	1	0	0	0	0	8	

※一組等……愛媛県町村議会議長会、愛媛地方税滞納整理機構

(5) 関係団体研修事業等に係る助成

関係団体研修事業等の助成については、次のとおり2,000,000円を助成した。

(単位：円)

団体名	研修名	助成額
愛媛県町村会	令和5年度町(市)職員研修会	1,000,000
愛媛県町村議会議長会	令和5年度愛媛県町村議会議員研修会	1,000,000
計		2,000,000

5 市町の振興に関する情報提供事業（定款第4条第1項第5号）

（1）令和5年度版「愛媛県市町要覧」の配布

3月27日 愛媛県市町振興課の編集により県内市町の実況等を掲載した「愛媛県市町要覧」（令和5年度版）を発行し、県内全市町及び関係団体へ配布した。

（2）市町振興のための資料の配布

配布なし

（3）地域づくり情報誌発行业業

- ① 4月1日 地域づくり情報誌発行业業に要する経費（3,894千円）について、公益財団法人えひめ地域活力創造センター理事長 大塚岩男と「令和5年度地域づくり情報誌発行业業」の委託契約を締結した。

◇ 「舞たうん」・発行回数 年3回 ・発行部数 各2,500部

県内各地で繰り広げられている「まちづくり・むらおこし」活動を紹介し、地域のまちづくり活動の情報発信と地域づくり活動者のネットワーク誌として、また、地域に根ざしたまちづくり情報誌として発行。

◇ 地域活性化イベントポータルサイト「えひめイベントBOX」の運用保守等

年間を通じ県内各地で繰り広げられる、地域イベントの最新情報を発信するWEBサイトを運用することで、まちづくりの気運の醸成を図る。

- ② 9月6日 「令和5年度地域づくり情報誌発行业業」委託契約第6条の規定に基づき公益財団法人えひめ地域活力創造センター理事長 大塚岩男から提出された「令和5年度地域づくり情報誌発行业業計画書」を承認した。

- ③ 10月18日 令和5年度地域づくり情報誌発行业業委託契約書第12条の規定に基づき9月15日付けで公益財団法人えひめ地域活力創造センター理事長から提出のあった「令和5年度地域づくり情報誌発行业業委託料前金払請求書」を受理し3,894千円を支払った。

- ④ 3月31日 令和5年度地域づくり情報誌発行业業委託契約書第10条の規定に基づき3月31日付けで公益財団法人えひめ地域活力創造センター理事長から実績報告書を受理した。

II その他事業について

1 市町関係団体等への助成及び寄附

(1) 愛媛県市長会・愛媛県町村会を經由して行う助成

① 一般財団法人地域活性化センター年会費に係る助成

6月9日 一般財団法人地域活性化センターの令和5年度年会費2,170千円に
充当するため、次のとおり助成した。

愛媛県市長会 1,540千円

愛媛県町村会 630千円

《参考》 『一般財団法人地域活性化センター』

〒107-0027 住所 東京都中央区日本橋2-3-4

日本橋プラザビル 13階

TEL 03(5202)6131 (代)

FAX 03(5202)0755

<http://www.chiiki-dukuri-hyakka.or.jp>

※ 活力あふれ、個性豊かな地域社会を実現するため、まちづくり、産
業・文化おこし等、地域活性化のための諸活動を支援、地域振興の推
進に寄与するため昭和60年に設立。

主な業務：地域活性化施策調査研究、地域活性化情報提供、コンサル
タント、研修・交流、地域産品・観光等振興、イベント関
連、ふるさと情報コーナーの運営等

② 愛媛県自転車新文化推進協会負担金に係る助成

8月16日 愛媛県自転車新文化推進協会の令和5年度負担金2,000千円として充
当するため、次のとおり助成した。

愛媛県市長会 1,100千円

愛媛県町村会 900千円

《参考》 『愛媛県自転車新文化推進協会』

愛媛県観光スポーツ文化部観光交流局自転車新文化推進課内

〒790-8570 住所 松山市一番町4丁目4-2

TEL 089(912)2234

FAX 089(921)2002

※ 自転車は「健康」、「生きがい」、「友情」を与えてくれるという
自転車新文化を普及・拡大し、もっと交流人口の拡大と地域活性化を
図るため平成28年に設立。

主な業務：自転車新文化の普及活動、市町のサイクリング大会や市町
間の広域連携施策への支援、自転車新文化のための環境整
備、調査研究、自転車関連産業の創出、自転車新文化推進
のための広報・プロモーション活動

③ 松山空港利用促進協議会負担金に係る助成

9月8日 松山空港利用促進協議会の令和5年度負担金1,000千円として充当するため、次のとおり助成した。

愛媛県市長会 500千円

愛媛県町村会 500千円

《参考》 『松山空港利用促進協議会』

愛媛県観光スポーツ文化局観光交流局観光国際課航空政策室
空港・国内航空振興グループ

〒790-8570 住所 松山市一番町4丁目4-2

TEL 089(912)2250

FAX 089(912)2249

※ 県民の利便性の向上を図るとともに、県勢の発展を期するため、松山空港における国内路線網の拡充及び松山空港の国際化、他空港との交流を積極的に推進するため、平成3年に設立。

④ 日本貿易振興機構（ジェトロ）愛媛貿易情報センター運営負担金に係る助成

3月22日 日本貿易振興機構（ジェトロ）愛媛貿易情報センターの令和5年度事業運営費2,462千円として充当するため、次のとおり助成した。

愛媛県市長会 2,327千円

愛媛県町村会 135千円

《参考》 『日本貿易振興機構（ジェトロ）愛媛貿易情報センター』

〒791-8057 住所 松山市大可賀2丁目1-28

「アイテムえひめ」内

TEL 089(952)0015

FAX 089(952)8588

※ 市場の国際化促進のため、海外経済情報の収集・提供、輸入促進、産業協力・技術交流の促進等事業実施のため、平成3年設立。（日本貿易振興会は、昭和33年7月25日設立。）

主な事業内容：講演会・セミナー等の開催、国内及び海外における見本市展示会事業、輸入促進事業、貿易相談事業、海外経済情報資料の収集、提供地方情報誌の発行等

(2) 地域医療学講座への寄附

10月13日 愛媛大学の地域医療学講座へ5,333千円を寄附した。

(3) その他

全国市町村振興協会関係資料の送付

「会報」を県関係団体へ回送した。

7月19日 会報7月号 (第115号)

1月31日 会報1月号 (第116号)

2 市町村振興宝くじに係る広報宣伝事業

(1) 市町村振興宝くじ（サマージャンボ関係）

① 市町等へ発売についての周知

4月6日 サマージャンボ宝くじ及びハロウィンジャンボ宝くじの両宝くじ販売促進策として市町で「特設売場」の設置について照会を行い、次の2市が常設売店等での販売希望があった。

宇和島市 八幡浜市

4月28日 県内全市町・関係団体に対して令和5年度サマージャンボ宝くじ発売概要の周知及び広報誌への掲載方を依頼した。

5月26日 県内市町に対して全国市町村振興協会作成の市町村広報誌用PRデータを送付し、広報誌への掲載方依頼した。

6月28日 県内全市町・関係団体及び愛媛縣市町振興課、各地方局・支局、県関係施設に対し、受託金融機関（みずほ銀行）作成のサマージャンボPRポスターの掲示（ポスター到着～令和5年8月4日（金））方依頼した。

6月30日 県内市町に対して愛媛縣市町振興協会作成のサマージャンボPR卓上のぼりを送付した。

7月26日 県内市町に対して愛媛縣市町振興協会作成のクイックワンPR卓上のぼりを送付した。

7月31日 県内全市町・関係団体に対し、受託金融機関（みずほ銀行）作成のクイックワンPRポスターの掲示（ポスター到着～令和6年3月31日（日））方依頼した。

② 本協会における広告の実施

5月12日 啓発宣伝に伴い広告会社による入札を行い、「いよてつ総合企画」の宝くじ販売促進の企画に決定した。

SNS広告・Webマーケティング

X（旧Twitter）、Facebook、Instagramへの広告

LocationAD（特定のエリアに対する広告）

デジタル・交通広告

松山市駅コンコース、まつちかタウンビジョン

伊予鉄道（市内電車）、ストリートビジョン

ウィークリーえひめリック

7月14日掲載

頒布品

卓上のぼり

③ 発売実績

【全国】

サマージャンボ

区 分	発売計画	発売実績額	前年度比較
サマージャンボ	72,000,000,000円	55,918,614,600円	2,404,854,900円
サマージャンボ ミニ	21,000,000,000円	14,806,861,800円	1,675,065,600円
計	93,000,000,000円	70,725,476,400円	4,079,920,500円

クイックワン（8月発売回号分）

区 分	発売計画	発売実績額	前年度比較
第54回	750,000,000円	449,378,100円	△ 251,016,600円
第55回	750,000,000円	445,472,000円	196,626,400円
第56回	400,000,000円	261,692,200円	66,364,200円
第57回	400,000,000円	224,317,600円	103,117,200円
第58回	200,000,000円	247,695,500円	97,494,800円
計	2,500,000,000円	1,628,555,400円	212,586,000円

【愛媛県】

サマージャンボ

区 分	発売実績額	前年度比較	収益金配分額	前年度比較
ジャンボ	572,498,700円	23,716,800円	272,480,851円	1,271,301円
ミニ	174,152,700円	18,827,100円	73,315,168円	9,990,264円
計	746,651,400円	42,543,900円	345,796,019円	11,261,565円

クイックワン（8月発売回数分）

区 分	発売実績額	前年度比較	収益金配分額	前年度比較
第54回	4,194,300円	△ 2,487,900円	2,033,192円	△ 1,809,146円
第55回	3,755,000円	1,323,800円	1,842,297円	664,548円
第56回	2,387,000円	436,600円	1,240,177円	356,743円
第57回	1,983,800円	671,700円	970,089円	546,810円
第58回	2,385,700円	752,600円	1,406,468円	797,446円
計	14,705,800円	696,800円	7,492,223円	556,401円

[広報宣伝]

令和5年度市町村振興宝くじ（サマージャンボ）発売概要

- 1 発 売 額 72,000,000,000円（24ユニット）
- 2 証 票 単 価 300円
- 3 発 売 場 所 全国の宝くじ売場
- 4 発 売 期 間 令和5年7月4日（火）～8月4日（金）
- 5 抽 せ ん 日 令和5年8月18日（金）
- 6 当 せ ん 金 支 払 期 間 令和5年8月23日（水）～令和6年8月22日（木）
- 7 当 せ ん 金 発売総額72,000,000,000円（24ユニット）

等 級	当せん金	本 数
1 等	500,000,000円	24本
1等の前後賞	100,000,000円	48本
1等の組違い賞	100,000円	2,376本
2 等	50,000円	2,400本
3 等	10,000円	240,000本
4 等	3,000円	2,400,000本
5 等	300円	24,000,000本

令和5年度市町村振興宝くじ（サマージャンボミニ）発売概要

- 1 発 売 額 21,000,000,000円（7ユニット）
- 2 証 票 単 価 300円
- 3 発 売 場 所 全国の宝くじ売場
- 4 発 売 期 間 令和5年7月4日（火）～8月4日（金）
- 5 抽 せ ん 日 令和5年8月18日（金）
- 6 当 せ ん 金 支 払 期 間 令和5年8月23日（水）～令和5年8月22日（木）
- 7 当 せ ん 金 発売総額21,000,000,000円（7ユニット）

等 級	当せん金	本 数
1 等	20,000,000円	28本
1等の前後賞	5,000,000円	56本
2 等	1,000,000円	4,900本
3 等	3,000円	700,000本
4 等	300円	7,000,000本

〔広報宣伝〕

インターネット専用全国自治宝くじ（クイックワン）（8月発売回数分）				
	第54回		第55回	
発売計画額	750,000,000円（5ユニット）		750,000,000円（3ユニット）	
証票単価	300円		500円	
等級	当せん金	本数	当せん金	本数
1等	15,000,000円	5本	50,000,000円	3本
2等	1,000,000円	30本	1,000,000円	15本
3等	10,000円	150本	10,000円	150本
4等	3,000円	1,000本	3,000円	900本
5等	2,000円	2,000本	2,000円	1,200本
6等	1,000円	3,000本	1,000円	1,500本
7等	700円	30,000本	700円	42,000本
8等	500円	100,000本	500円	90,000本
9等	300円	500,000本	300円	300,000本
	第56回		第57回	
発売計画額	400,000,000円（2ユニット）		400,000,000円（2ユニット）	
証票単価	200円		200円	
等級	当せん金	本数	当せん金	本数
1等	1,000,000円	40本	3,000,000円	14本
2等	10,000円	400本	10,000円	600本
3等	5,000円	800本	5,000円	2,400本
4等	2,000円	1,800本	500円	80,000本
5等	1,000円	6,000本	200円	400,000本
6等	700円	12,000本		
7等	500円	20,000本		
8等	400円	60,000本		
9等	200円	400,000本		

第 5 8 回		
発売計画額	200,000,000 円 (2 ユニット)	
証票単価	100 円	
等級	当せん金	本数
1 等	100,000 円	80 本
2 等	1,000 円	800 本
3 等	500 円	12,000 本
4 等	300 円	24,000 本
5 等	200 円	40,000 本
6 等	100 円	600,000 本

④ 交付金の受入・基金積立状況

交付金については、「愛媛県ふるさと振興資金交付要綱」に基づき申請し、次表のとおり受け入れた。

交付金のうち全国市町村振興協会へ10%相当額を納付、基金充当事業(7,333千円)を除く残額を基金として積み立てた。

(単位：円)

愛媛県交付金			全国協会 納付額	基金充 当事業	本協会 積立額
種 類	受入 年月日	金額 ①	②	③	①－②－③
収益金(確定)		345,796,019	34,579,601	7,333,000	303,883,418
ジャンボ	R5.11.28	(272,480,851)	(27,248,085)	(7,333,000)	(237,899,766)
ミニ		(73,315,168)	(7,331,516)		(65,983,652)
クイックワン	R5.11.28	7,492,223	749,219		6,743,004
時効金		21,911,967	2,191,196		19,720,771
ジャンボ	R5.11.28	(19,565,336)	(1,956,533)		(17,608,803)
ミニ		(2,346,631)	(234,663)		(2,111,968)
計		375,200,209	37,520,016	7,333,000	330,347,193
前年度比較		19,491,050	1,949,104	△ 10,667,000	28,208,946

(2) 新市町村振興宝くじ(ハロウィンジャンボ関係)

① 市町等へ発売についての周知

8月2日 県内市町に対して全国市町村振興協会作成の市町村広報誌用PRデータを送付し、広報誌への掲載方依頼した。

8月28日 県内全市町・関係団体に対して令和5年度ハロウィンジャンボ宝くじの発売概要の周知及びPRの推進について依頼した

9月8日 県内市町に対して愛媛県市町村振興協会作成のハロウィンジャンボPR卓上のぼりを送付した。

② 本協会における広告の実施

S N S 広告・W e b マーケティング

X (旧Twitter) 、Facebook、Instagramへの広告

LocationAD (特定のエリアに対する広告)

デジタル・交通広告

松山市駅コンコース、まつちかタウンビジョン

伊予鉄道 (市内電車) 、ストリートビジョン

③ 発売実績

【全 国】

ハロウィンジャンボ

区 分	発売計画	発売実績額	前年度比較
ジャンボ	36,000,000,000円	27,548,465,000円	△251,374,000円
ミニ	15,000,000,000円	9,770,664,000円	413,760,000円
計	51,000,000,000円	37,319,129,000円	162,386,000円

クイックワン (9月発売回号分)

区 分	発売計画	発売実績額	前年度比較
第59回	750,000,000円	234,483,900円	△235,586,400円
第60回	750,000,000円	328,219,500円	36,023,500円
第61回	400,000,000円	166,805,000円	△18,899,400円
第62回	400,000,000円	286,119,200円	192,484,600円
第63回	200,000,000円	197,560,000円	108,310,600円
計	2,500,000,000円	1,213,187,600円	82,332,900円

【愛媛県】

ハロウィンジャンボ

区 分	発売実績額	前年度比較	収益金配分額	前年度比較
ジャンボ	280,910,100円	△27,077,400円	136,034,286円	△9,187,941円
ミニ	112,642,500円	△2,137,800円	49,603,620円	△239,428円
計	393,552,600円	△29,215,200円	185,637,906円	△9,427,369円

クイックワン（9月発売回数分）

区 分	発売実績額	前年度比較	収益金配分額	前年度比較
第59回	2,072,400円	△2,292,300円	471,160円	△1,945,419円
第60回	2,717,100円	△136,500円	1,020,690円	△437,360円
第61回	1,470,000円	△241,000円	459,954円	△336,607円
第62回	2,494,000円	1,516,000円	1,381,786円	1,141,916円
第63回	1,945,900円	1,011,000円	1,051,892円	841,651円
計	10,699,400円	△142,800円	4,385,482円	△735,819円

[広報宣伝]

令和5年度新市町村振興宝くじ（ハロウィンジャンボ）発売概要

- 1 発 売 額 36,000,000,000円（12ユニット）
- 2 証 票 単 価 300円
- 3 発 売 場 所 全国の宝くじ売場
- 4 発 売 期 間 令和5年9月20日（水）～10月20日（金）
- 5 抽 せ ん 日 令和5年10月27日（金）
- 6 当 せ ん 金 令和5年11月1日（水）～令和6年10月30日（木）
- 7 支 払 期 間
- 7 当 せ ん 金 発売総額36,000,000,000円（12ユニット）

等 級	当せん金	本 数
1 等	300,000,000円	12本
1等の前後賞	100,000,000円	24本
1等の組違い賞	100,000円	1,188本
2 等	10,000,000円	120本
3 等	1,000,000円	2,400本
4 等	3,000円	1,200,000本
5 等	300円	12,000,000本

令和5年度新市町村振興宝くじ（ハロウィンジャンボミニ）発売概要

- 1 発 売 額 15,000,000,000円（5ユニット）
- 2 証 票 単 価 300円
- 3 発 売 場 所 全国の宝くじ売場
- 4 発 売 期 間 令和5年9月20日（水）～10月20日（金）
- 5 抽 せ ん 日 令和5年10月27日（金）
- 6 当 せ ん 金 令和5年11月1日（水）～令和6年10月31日（木）
- 7 支 払 期 間
- 7 当 せ ん 金 発売総額15,000,000,000円（5ユニット）

等 級	当せん金	本 数
1 等	30,000,000円	50本
1等の前後賞	10,000,000円	100本
2 等	1,000,000円	1,500本
3 等	10,000円	5,000本
4 等	3,000円	500,000本
5 等	300円	5,000,000本

[広報宣伝]

インターネット専用全国自治宝くじ（クイックワン）（9月発売回数分）

	第59回		第60回	
発売計画額	750,000,000円（5ユニット）		750,000,000円（5ユニット）	
証票単価	300円		300円	
等級	当せん金	本数	当せん金	本数
1等	10,000,000円	5本	15,000,000円	5本
2等	1,000,000円	25本	1,000,000円	30本
3等	10,000円	250本	10,000円	150本
4等	3,000円	1,250本	3,000円	1,000本
5等	2,000円	2,500本	2,000円	2,000本
6等	1,000円	3,750本	1,000円	3,000本
7等	700円	50,000本	700円	30,000本
8等	500円	125,000本	500円	100,000本
9等	300円	500,000本	300円	500,000本
	第61回		第62回	
発売計画額	400,000,000円（2ユニット）		400,000,000円（2ユニット）	
証票単価	200円		200円	
等級	当せん金	本数	当せん金	本数
1等	1,000,000円	40本	2,000,000円	12本
2等	10,000円	400本	10,000円	400本
3等	5,000円	800本	5,000円	800本
4等	2,000円	1,800本	1,000円	28,000本
5等	1,000円	6,000本	500円	80,000本
6等	700円	12,000本	200円	400,000本
7等	500円	20,000本		
8等	400円	60,000本		
9等	200円	400,000本		

第63回		
発売計画額	200,000,000円(5ユニット)	
証票単価	100円	
等級	当せん金	本数
1等	100,000円	100本
2等	1,000円	1,000本
3等	500円	20,000本
4等	300円	30,000本
5等	100円	600,000本

④ 交付金の受入・基金積立状況

交付金については、「愛媛県ふるさと振興資金交付金交付要綱」に基づき申請し、次表のとおり受け入れた。

2月20日 市町交付金交付細則に基づき、197,718,171円を交付した。

(単位：円)

愛媛県交付金等			市町交付金	
種 類	受入年月日	金 額	交付年月日	交付金額
ハウイン 収益金(確定)	R6.2.20	185,637,906	R6.2.20	197,718,171
ハウイン 時効金	R6.2.20	7,694,783		
クイックワン(9月) 収益金(確定)	R6.2.20	4,385,482		
小 計		197,718,171		
前年度繰越		0		
利息		0		
小 計		0		
合 計		197,718,171	計	197,718,171
前年度比較		△9,137,193		

(3) 宝くじ公式サイトでのインターネット販売PR助成関係

① 広報誌の広告掲載

広報誌掲載助成金として、5市3町に対し、次のとおり203千円を助成した。

(単位：円)

団体名	助成額	広報誌	バナー広告
宇和島市	45,000円	10月号	8月～12月
八幡浜市	40,000円	10月号	7月～11月
大洲市	15,000円	7月号	—
伊予市	15,000円	10月号	—
四国中央市	26,000円	12月号	10月
上島町	40,000円	8月号	8月～12月
松前町	15,000円	9月号	—
砥部町	7,000円	6月号	—
合計	203,000円		

III 総務関係

1 会議関係

(1) 本協会関係等

① 理事会

第1回臨時理事会

4月1日 評議員会の招集の決議については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条及び本協会定款第33条第2項の規定に基づき理事会の決議の省略を行い、理事及び監事の全員から同意を得て、令和5年4月1日決議があったものとみなされた。

(議案)

第1号議案 常務理事の選定について

向井 政明 (愛媛県町村会事務局長)

第2号議案 令和5年度第1回臨時評議員会の開催について

第1回定例理事会

6月7日 「愛媛県自治会館」(松山市)において開催した。
会議では、次の議案について審議され、原案のとおり決定又は承認された。

また、職務執行状況について報告するとともに、令和5年度サマージャンボ宝くじの発売計画について説明し、了承された。

(議案)

第1号議案 令和5年度収支補正予算について

第2号議案 令和4年度事業報告について

第3号議案 令和4年度決算報告について

第4号議案 令和5年度定時評議員会の開催について

(報告)

第1号報告 職務執行状況について

第2回臨時理事会

6月27日 理事長(理事)辞任に伴う理事長の選定の決議については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条及び本協会定款第33条第2項の規定に基づき理事会の決議の省略を行い、理事及び監事の全員から同意を得て、令和5年6月27日決議があったものとみなされた。

(議案)

第1号議案 理事長の選定について

河野 忠康 (久万高原町長)

第3回臨時理事会

11月1日 令和4年度からインターネット専用全国自治宝くじ（通称：クイックワン）の収益金が交付されている事による、本協会の関係諸規程の一部改正については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条及び本協会定款第33条第2項の規定に基づき理事会の決議の省略を行い、理事及び監事の全員から同意を得て、令和5年11月1日決議があったものとみなされた。

（議案）

- 第1号議案 本協会基金積立運用規定の一部改正について
- 第2号議案 本協会財務事務処理規程の一部改正について
- 第3号議案 市町交付金交付規程の一部改正について

第2回定例理事会

3月13日 「愛媛県自治会館」（松山市）において開催した。会議では、次の議案について審議され、原案のとおり決定又は承認された。

また、職務執行状況について報告し了承された。

（議案）

- 第1号議案 令和6年度事業計画について
- 第2号議案 令和6年度収支予算について
- 第3号議案 令和5年度第2回臨時評議員会の開催について

（報告）

- 第1号報告 職務執行状況について

② 評議員会

第1回臨時評議員会

4月28日 監事（1名）の辞任に伴う補欠選任について、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第194条第1項の規定に基づき、評議員の全員から同意を得て、令和5年4月28日に決議があったものとみなされた。

（議案）

- 第1号議案 監事の辞任に伴う補欠選任について
監事 知念 良輝（愛媛縣市町振興課長）

令和5年度定時評議員会

6月27日 「愛媛県自治会館」（松山市）において開催した。会議では、次の議案について審議され、原案のとおり承認又は決定された。

（議案）

- 第1号議案 令和5年度収支補正予算の承認について
- 第2号議案 令和4年度事業の報告及び決算の承認について

- 第3号議案 評議員の辞任に伴う補欠選任について
- 評議員 河野 清一（西予市議会議長）
- 評議員 高門 清彦（伊方町長）
- 評議員 加藤 康幸（松野町議会議長）
- 評議員 藤田 泰宏（砥部町議会事務局長）
- 第4号議案 理事の任期満了に伴う選任について
- 理事 河野 忠康（久万高原町長）
- 理事 久保 美博（内子町議会議長）

令和5年度第2回臨時評議員会

3月27日 「愛媛県自治会館」において開催した。会議では、次の議案について審議され、原案のとおり承認又は決定された。

（議案）

- 第1号議案 令和6年度事業計画の承認について
- 第2号議案 令和6年度収支予算の承認について

③ 令和4年度資産状況等の監査

5月30日 「愛媛県自治会館」（松山市）において、令和4年度の業務及び資産の状況並びに収支決算について、知念監事、武智監事及び酒井監事の監査を受けた。

なお、監査に先立って5月25日、県市町振興課 米田行政係長、同課 日野主事から事務監査を受けた。

④ 令和5年度事業等事務説明会

4月28日 「NOSA I えひめ」（松山市）において各市町から事務担当者18人の出席があり開催した。主催者あいさつの後、本協会の概要及び事業内容等を周知した。

- 1 市町村振興宝くじ（サマージャンボ）及び新市町村振興宝くじ（ハロウィンジャンボ）のPRの協力について
- 2 基金交付金について
- 3 市町交付金について
- 4 貸付事業について
- 5 市町振興に伴うイベント等開催に係る助成について
- 6 市町村職員中央研修所（市町村アカデミー）受講に係る助成について
- 7 全国市町村国際文化研修所（国際文化アカデミー）受講に係る助成について
- 8 情報セキュリティ監査助成について
- 9 本会主催の研修会等について
- 10 その他

(2) 全国協会関係等

① 全国市町村振興協会事務局長会議

7月5日 「全国都市会館」において開催され、清川事務局長が出席した。

〈報告事項等〉

- 1 令和4年度事業報告書について
- 2 令和4年度決算報告書について
- 3 「公益目的支出計画」実施報告書について
- 4 一般財団法人全国市町村振興協会評議員及び役員の人事について
- 5 一般財団法人全国市町村振興協会事務局長の選任について

・都道府県市町村振興協会職員永年勤続表彰

・講演

「郵便局と地方創生」

日本郵便株式会社 執行役員 地方創生推進部長 中井 幹晴 氏

前全国町村会事務総長

日本郵便・地方創生推進部シニアアドバイザー 武居 丈二 氏

② 令和5年度実務研修会

11月27日 「全国都市会館」において開催され、清川事務局長及び事務担当者が出席した。研修会の次第等は次のとおり。

【次第】

- 1 開会
- 2 一般財団法人全国市町村振興協会理事長あいさつ
- 3 講演
 - ① 「地域力創造グループ施策」
総務省地域自立応援課 理事官 小鍋 泰弘 氏
 - ② 「公益法人会計」
公認会計士 辺土名 厚 氏

③ 全国市町村振興協会事務局長会議

3月19日 全国都市会館において開催され、清川事務局長が出席した。会議次第は次のとおり。

〔会議次第〕

- 1 開会
- 2 理事長あいさつ
- 3 報告事項
 - ・令和6年度事業計画書について
 - ・令和6年度収支予算書について
 - ・（公財）全国市町村研修財団令和6年度研修計画について

4 講演

「活力ある多様な地域社会の実現に向けて」

総務事務次官

内藤 尚志 氏

5 閉会

(3) その他会議

① 四国四州市町村振興協会事務連絡会議

10月31日 「ホテル千秋閣」において開催され、清川事務局長が出席した。

会議には、全国市町村振興協会から小泉業務部長及び西川主幹、公益財団法人全国市町村研修財団から加藤総務課長兼管理課長、徳島県政策創造部市町村課から小島課長及び堀部係長が出席。四国四県から事務局長及び事務担当者の11人が参集した。

会議は、全国市町村振興協会から事業運営概要等の説明、全国市町村研修財団から研修実施状況の説明、続いて各県から提出された議題について協議し、次期開催県に高知県を決定した。

〈事業説明〉

一般財団法人全国市町村振興協会

公益財団法人全国市町村研修財団

〈協議事項〉

- | | |
|-----------------------------------|-------|
| 1 貸付書類について | (徳島県) |
| 2 長期貸付の償還方法について | (愛媛県) |
| 3 階層別研修(民間企業)について | (香川県) |
| 4 理事長及び常務理事の職務執行状況の報告について | (徳島県) |
| 5 理事会、評議員会の開催方法について | (愛媛県) |
| 6 宝くじ公式サイトでのインターネット販売PR補助金の拡大について | (香川県) |
| 7 宝くじの賞金体系について | (徳島県) |
| 8 宝くじ公式サイトでのインターネット販売PR補助金について | (高知県) |

② 令和5年度市町村職員研修機関・振興協会研修担当所長等連絡会議

11月20日・21日 「市町村職員中央研修所」(千葉県千葉市)において開催され、清川事務局長及び事務担当者が出席した。

会議の内容は次のとおり

【11月20日】

施設見学、交流会、宿泊体験

【11月21日】

講演 「新時代の市町村職員の育成について」

講師 市町村職員中央研修所学長

岡本 全勝 氏

研修計画の説明

開会

- ①ご挨拶
- ②市町村の人材育成（研修）に関する調査の結果について
- ③令和6年度研修計画について
 - ・市町村職員中央研修所（市町村アカデミー）
 - ・全国市町村国際文化研修所（国際文化アカデミー）
- ④巡回アカデミーについて
- ⑤市町村職員研修の実施状況等に関する調査の結果について
- ⑥全国市町村研修財団からのお知らせ
- ⑦質疑応答

2 役員の異動状況

(1) 理事の就任・辞任

任期：令和4年6月28日～令和6年度定時評議員会の終結の時

氏名	役職名	就任年月日	退任年月日
佐川 秀紀	砥部町長	令和4年6月28日	令和5年6月27日
西岡 利昌	砥部町議会議長	令和4年6月28日	令和5年6月27日
河野 忠康	久万高原町長	令和5年6月27日	
久保 美博	内子町議会議長	令和5年6月27日	

(2) 代表理事の就任・辞任

理事長（令和4年6月28日～令和6年度定時評議員会の終結の時）

氏名	役職名	就任年月日	退任年月日
佐川 秀紀	砥部町長	令和4年6月28日	令和5年6月27日
河野 忠康	久万高原町長	令和5年6月27日	

任期：令和4年6月28日～令和6年度定時評議員会の終結の時

氏名	役職名	就任年月日	退任年月日
向井 政明	愛媛県町村会事務局長	令和5年4月1日	

(3) 監事の就任・辞任

任期：令和2年6月25日～令和6年度定時評議員会の終結の時

氏名	役職名	就任年月日	退任年月日
知念 良輝	愛媛県市町振興課長	令和5年4月28日	令和6年3月31日

(4) 評議員の就任・辞任

任期：令和2年6月25日～令和6年度定時評議員会の終結の時

氏名	役職名	就任年月日	退任年月日
谷本 勝俊	伊予市議会議長	令和4年6月3日	令和5年6月27日
河野 忠康	久万高原町長	令和3年6月28日	令和5年6月27日
菊地 幸雄	内子町議会議長	令和3年6月28日	令和5年6月27日
本多 幸雄	愛南町議会事務局長	令和4年4月1日	令和5年6月27日
河野 清一	西予市議会議長	令和5年6月27日	
高門 清彦	伊方町長	令和5年6月27日	
加藤 康幸	松野町議会議長	令和5年6月27日	
藤田 泰宏	砥部町議会事務局長	令和5年6月27日	

3 その他

(1) 事業報告書等の報告

6月27日 「令和4年度事業報告書」及び「令和4年度決算報告書」を知事あて報告した。

(2) 本協会役員及び評議員の変更報告

8月24日 6月27日付け理事、代表理事及び評議員の変更に伴う登記が完了し知事あて報告した。

(3) 事業報告書の送付

7月7日 「令和4年度事業報告書」及び「令和4年度決算報告書」を県内全市町及び関係団体へ送付した。

(4) 事業計画等の送付

3月29日 「令和6年度事業計画」及び「令和6年度収支予算書」を知事あて報告した。

IV 基金積立状況

1 サマージャンボ宝くじ及びクイックワン8月発売回数分に係る交付金

・前年度末基金積立額	5, 244, 459, 511円	……	A
・本年度基金積立額	2, 392, 537, 193円	……	B
県交付金	(330,347,193)		
償還金	(2,062,190,000)		
・本年度貸付金等として取崩額	1, 795, 760, 516円	……	C
長期貸付金	(1,446,300,000)		
基金交付金	(234,868,000)		
助成事業	(114,592,516)		
・差引基金積立額 (A + B - C)	5, 841, 236, 188円		

【管理方法】

伊予銀行譲渡性預金	100,000,000円
伊予銀行譲渡性預金	236,770,000円
伊予銀行譲渡性預金	2,932,565,279円
伊予銀行スーパー定期	2,170,000円
伊予銀行スーパー定期	1,400,000円
愛媛銀行譲渡性預金	1,000,000,000円
愛媛銀行譲渡性預金	670,550,909円
第152回利付国債(20年)	99,950,000円
三井住友信託銀行(特約付自由金利)	100,000,000円
東京電力パワーグリッド(株)第45回社債(10年)	100,000,000円
東京電力パワーグリッド(株)第46回社債(15年)	100,000,000円
九州電力(株)第492回社債(20年)	100,000,000円
関西電力(株)第544回社債(10年)	99,740,000円
ソフトバンク(株)第16回社債(10年)	98,825,000円
武田薬品工業(株)第16回社債(10年)	99,265,000円
ソフトバンクグループ(株)第59回社債(7年)	100,000,000円

2 ハロウィンジャンボ宝くじ及びクイックワン9月発売回数分に係る交付金

・前年度末基金積立額	0円	……	A
・収入	197, 718, 171円	……	B
県交付金	(197,718,171)		
受取利息	(0)		
・支出			
市町交付金	197, 718, 171円	……	C
・差引基金積立額 (A + B - C)	0円		

【管理方法】

伊予銀行普通預金	0円
----------	----

V 参考資料

1 各種要領等

(1) 市町振興に伴うイベント等助成金交付要領

1 趣 旨

公益財団法人愛媛県市町振興協会（以下「協会」という。）は、県内市町の振興に伴う事業の一助として、市町が地域活性化につながるイベント及びシンポジウム、フォーラム、サミット等（以下「イベント等」という。）の開催に要する経費を助成する。

2 助成の対象

助成の対象となるイベント等は、次のいずれにも該当するものとする。

なお、当該事業が計画どおり終了したイベントに限るものとし、理由の如何にかかわらず、中止の場合は対象としない。

(1) 市町または当該事業を実施する民間団体に補助する市町に対して助成する。

民間団体とは ① 地域の自治会等

② 商工、農・林・漁業協同組合等の産業経済団体

③ 文化協会、体育協会等の文化スポーツ団体

④ 地域づくり団体、実行委員会、協議会等

⑤ その他市町が認める団体

(2) 市町の振興、活性化につながることを目的としたものとする。

(3) 営利は目的としないことを原則とする。

3 助成金額

(1) 助成限度額は、1市町600万円とする。

(2) 協会は、1イベント等につき市町が20万円以上支出した額の2分の1で600万円を限度として助成する。ただし、当該事業の収支決算において不用額（繰越額）が生じた場合は、市町が支出した額から当該不用額を減額した額の2分の1を助成する。

なお、助成金に1万円未満の端数を生じたときは、これを切り上げるものとする。

(3) 上記(2)により計算された額が10万円未満の場合は助成しない。

[助成金]

1事業当たり 10万円～600万円

内 訳	事 業 費	助 成 限 度 額
	20万円以上1,200万円未満	イベント等に市町が支出した額の2分の1
	1,200万円 以上	600万円

4 助成金の交付申請

助成金の交付を申請する市町は、事業を実施する2週間前までに協会に交付申請書（様式第1号）を提出するものとする。

5 助成金の交付決定

協会は、交付申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、助成金の交付を決定し、当該市町に通知するものとする。

6 助成金の変更交付申請

市町は、助成金の交付決定を受けたイベント等について、助成金の額が変更となる場合、あらかじめ協会に変更交付申請書（様式第2号）を提出するものとする。

7 助成金の変更交付決定

協会は、変更交付申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、助成金の交付を決定し、当該市町に通知するものとする。

8 助成金の請求及び実績報告

市町が助成金を請求するときは、当該事業終了後、1箇月以内に助成金交付請求書（様式第3号）及び実績報告書（様式第4号）、また、事業に関する書類を添えて協会に提出しなければならない。

9 助成金の交付

協会が前項の書類を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、助成金を当該市町に交付するものとする。

10 記録報告書の提出

市町及び当該市町から補助の交付を受けた民間団体は、シンポジウム、フォーラム、サミットについては、終了後、速やかに「記録報告書」を作成し、協会に提出するものとする。

11 その他

この要領に規定するもののほか必要な事項は、理事長がその都度定める。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

(2) 市町村職員中央研修所受講者助成金交付要領

1 趣 旨

公益財団法人愛媛県市町振興協会（以下「協会」という。）は、市町（一部事務組合を含む。）職員等の能力の向上を図ることを目的として、市町職員等が、市町村職員中央研修所で受講した場合に市町に対して、予算の範囲内で、その経費の一部を助成する。

2 助成金額

(1) 受講経費助成金

助成金は、市町が市町村職員中央研修所に納入した研修受講経費の金額とする。

(2) 旅費助成金

研修参加に伴う旅費として、1人当たり40,000円を助成する。

3 助成金の交付申請

助成金の交付を申請する市町は、協会に交付申請書（別記様式）を提出するものとする。

なお、この交付申請書は、当該受講者の研修終了後に行うものとし、申請書には、市町村職員中央研修所から交付される修了証書の写（特別セミナーの受講者は除く。）を添付するものとする。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

(3) 全国市町村国際文化研修所受講者助成金交付要領

1 趣 旨

公益財団法人愛媛県市町振興協会（以下「協会」という。）は、市町（一部事務組合を含む。）職員等の国際化対応能力の向上を図ることを目的として、市町職員等が、全国市町村国際文化研修所で受講した場合に市町に対して、予算の範囲内で、その経費の一部を助成する。

2 助成金額

(1) 受講経費助成金

助成金は、市町が全国市町村国際文化研修所に納入した研修受講経費の金額（ただし、海外研修費を除く。）とする。

(2) 旅費助成金

研修参加に伴う旅費として、1人当たり20,000円を助成する。

ただし、e-learning等の旅費を伴わない研修については助成しない。

3 助成金の交付申請

助成金の交付を申請する市町は、協会に交付申請書(様式第1号)を提出するものとする。

なお、この交付申請書は、当該受講者の研修終了後に行うものとし、申請書には、全国市町村国際文化研修所から交付される修了証書の写又は受講証明書の写（特別セミナーの受講者は除く。）を添付するものとする。

また、短期間の研修により修了証書及び受講証明書が発行されない場合については、受講証明書発行依頼書（様式第2号）でもって、当該市町から全国市町村国際文化研修所に依頼するものとする。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

(4) 情報セキュリティ監査助成金交付要領

1 趣 旨

公益財団法人愛媛県市町振興協会（以下「協会」という。）は、行政手続のオンライン化など電子自治体構築に向けた支援として、各市町が個人情報を含む各種情報資産及び情報システムの適切な運用管理を徹底するために実施する情報セキュリティ対策及び情報漏洩対策に対して必要な経費の助成を行う。

2 助成の対象

助成の対象は、各市町で運用管理している情報システムのセキュリティ及び情報漏洩対策を点検・評価し改善していくために、各市町が外部監査機関に委託して実施する「情報セキュリティ監査」に要する経費とする。

3 助成金額

協会は、予算の範囲内において、1市町につき100万円を限度として「情報セキュリティ監査」実施に必要な経費の2分の1を助成する。ただし、助成金に1万円未満の端数を生じたときは、これを切り上げるものとする。

4 助成金の交付申請

助成金の交付を申請する市町は、監査を実施する1月前までに協会に交付申請書（様式第1号）を提出するものとする。

5 助成金の交付決定

協会は、交付申請書を受理した場合は、その内容を県と協議のうえ審査し、適当と認めるときは、助成金の交付を決定し、当該市町に通知するものとする。

6 助成金の請求及び実績報告

助成金の交付決定を受けた市町が、助成金を請求するときは、監査終了後、助成金交付請求書（様式第2号）及び実績報告書（様式第3号）を協会に提出しなければならない。

7 助成金の交付

協会は、前項の書類を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、助成金を当該市町に交付するものとする。

附則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

(5) 市町関係団体研修事業等助成金交付要領

1 趣 旨

公益財団法人愛媛県市町振興協会（以下「協会」という。）は、市町の振興を積極的に図ることを目的として、愛媛県市長会、愛媛県町村会、愛媛県市議会議長会及び愛媛県町村議会議長会（以下「関係団体」という。）が研修事業等を実施する場合に、その実施に要する経費を助成する。

2 助成の対象

助成の対象となる事業は、次のとおりとする。

- ① 市町の振興を図るための研修事業
- ② その他協会が助成金の交付の趣旨を達成するため特に必要と認める事業

3 助成金額

助成金は、予算の範囲内において、助成対象事業の実施に要する経費の10分の10以内とし、1団体当たり総額100万円を限度とする。

4 助成金の交付申請

助成金の交付を申請する関係団体は、助成金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、協会に提出するものとする。

5 助成金の交付決定

協会は、交付申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、助成金の交付を決定し、当該団体に通知するものとする。

6 助成金の変更交付申請

関係団体は、助成金の交付決定を受けた研修事業等について、助成金の額が変更となる場合、あらかじめ協会に変更交付申請書（様式第2号）を提出するものとする。

7 助成金の変更交付決定

協会は、変更交付申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、助成金の交付を決定し、当該関係団体に通知するものとする。

8 助成金の請求及び実績報告

助成金の交付決定を受けた関係団体が、助成金を請求するときは、助成金交付請求書（様式第3号）及び実績報告書（様式第4号）を関係書類を添えて、協会に提出しなければならない。

9 助成金の交付

協会は、前項の書類を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、助成金を関係団体に交付するものとする。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

(6) 公益財団法人愛媛県市町振興協会基金交付金交付規程

平成 19 年 2 月 20 日 制 定 (規程第 1 号)
平成 20 年 2 月 19 日 一部改正 (規程第 3 号)
平成 24 年 3 月 29 日 一部改正 (規程第 1 号)

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公益財団法人愛媛県市町振興協会（以下「協会」という。）が、市町村振興宝くじの収益金をもって愛媛県が協会に交付する愛媛県交付金を積み立てる基金積立金を財源として、市町に交付する交付金について、必要な事項を定めるものとする。

(交付金の名称)

第 2 条 交付金の名称は、「基金交付金」とする。

(基金交付金の額)

第 3 条 基金交付金の額は毎年度 2 億円と市町村振興宝くじに係る収益金等をもって愛媛県が協会に交付する前年度の交付金額の 100 分の 10 に相当する額との合計額を上限とし、当該年度の収支予算でこれを定める。

(市町への配分基準)

第 4 条 基金交付金の市町への配分については、公益財団法人愛媛県市町振興協会市町交付金配分基準に定めるところにより算出する。ただし、人口については、前年度末日現在の住民基本台帳人口を適用する。

(基金交付金の対象事業)

第 5 条 基金交付金の対象となる事業は、地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）第 32 条に規定する事業で、市町が必要とするものとする。

(会計処理)

第 6 条 協会は、基金交付金について公益目的事業会計において経理するものとし、収支予算に計上するものとする。

(基金交付金を受けた市町の報告)

第 7 条 基金交付金の交付を受けた市町は、その用途について協会に報告するものとする。

(補則)

第 8 条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関して必要な事項は、理事長が定める。

附 則 (平成 19 年規程第 1 号)

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 20 年規程第 3 号)

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 24 年規程第 1 号)

この規程は、公益財団法人愛媛県市町振興協会の移行の登記の日から施行する。

公益財団法人愛媛県市町振興協会基金交付金交付細則

平成19年2月20日 制 定 (細則第1号)
平成24年3月30日 一部改正 (細則第1号)
平成30年2月2日 一部改正 (細則第2号)

(趣旨)

第1条 この細則は、公益財団法人愛媛県市町振興協会基金交付金交付規程（以下「規程」という。）第8条の規定に基づき、公益財団法人愛媛県市町振興協会（以下「協会」という。）が市町に交付する基金交付金の交付について必要な事項を定めるものとする。

(交付の単位)

第2条 基金交付金（均等割額及び人口割額の合計額）の単位は、千円単位とし、千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

(基金交付金の交付時期)

第3条 協会は、基金交付金を当該年度の6月30日までに市町に交付するものとする。

(交付決定の通知)

第4条 協会は、交付金額を決定したときは、様式第1号の基金交付金決定通知書により市町に通知するものとする。

(基金交付金の支払申請)

第5条 前条の通知を受けた市町は、様式第2号の基金交付金支払申請書により基金交付金の支払を申請するものとする。

(交付を受けた市町の報告)

第6条 規程第7条に規定する基金交付金の交付を受けた市町は、交付金を受けた翌年度の5月31日までに、基金交付金の使途について、様式第3号の事業実績報告書により協会に報告するものとする。

附 則（平成19年細則第1号）

この細則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成24年細則第1号）

この細則は、公益財団法人愛媛県市町振興協会の移行の登記の日から施行する。

附 則（平成30年細則第2号）

この細則は、平成30年4月1日から施行する。

(7) 公益財団法人愛媛県市町村振興協会市町交付金交付規程

平成13年11月5日 制定 (規程第1号)
平成17年2月21日 一部改正 (規程第8号)
平成24年3月29日 一部改正 (規程第2号)
令和5年11月1日 一部改正 (規程第3号)

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人愛媛県市町村振興協会（以下「協会」という。）が市町に配分する市町交付金について、必要な事項を定めるものとする。

(交付金の財源)

第2条 市町交付金は、新市町村振興宝くじ及びインターネット専用全国自治宝くじの新市町村振興分（9月発売回数分）の収益金のうち本県分全額を都道府県が協会に交付する交付金を財源とする。

(市町への配分基準)

第3条 市町交付金の市町への配分については、協会が客観的な指標等により、別に定める配分基準によって行う。

(交付金の対象事業)

第4条 市町交付金の対象となる事業は、地方財政法（昭和23年法律第109号）第32条に規定する事業で、市町が必要とするものとする。

(会計処理)

第5条 協会は、市町交付金について公益目的事業会計において経理するものとし、収支予算に計上するものとする。

(預金利息等)

第6条 市町交付金の預金から生じる利息等は、収支予算に計上して、市町交付金に編入するものとする。

(交付金を受けた市町の報告)

第7条 市町交付金の交付を受けた市町は、その用途について協会に報告するものとする。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関して必要な事項は、理事長が定める。

附則（平成13年規程第1号）

この規程は、平成13年11月5日から施行する。

附則（平成17年規程第8号）

この規程は、団法人愛媛県市町村振興協会寄附行為の一部を変更する寄附行為の施行の日から施行する。

附則（平成24年規程第2号）

この規程は、公益財団法人愛媛県市町村振興協会の移行の登記の日から施行する。

附則（令和5年規程第3号）

この規程は、令和5年11月1日から施行する。

市町交付金配分基準

平成14年2月19日
平成16年2月24日 改正
平成17年2月21日 改正
平成24年3月30日 改正
平成29年2月9日 改正
令和5年11月1日 改正

公益財団法人愛媛県市町振興協会市町交付金交付規程（以下「交付規程」という。）第3条の規定に基づく新市町村振興宝くじ及びインターネット専用全国自治宝くじの新市町村振興分（9月発売回号分）の収益金による市町交付金の配分基準は、次に定めるところにより算出する。

- ・ 交付金の総額のうち、2分の1を均等割、2分の1を人口割とする。
- ・ 人口は、発売年度の9月末日における住民基本台帳を適用する。
- ・ 均等割の市町数については、平成18年度分から市町合併に伴い激変緩和措置として10年間、別表のとおり算出する。

ただし、平成17年度分までの市町数は、70市町とし、算出した均等割額は、合併後の市町へ併せて交付する。

附 則

この配分基準は、財団法人愛媛県市町振興協会市町交付金交付規程（平成13年11月5日理事会議決）に基づき平成14年2月19日から施行し、平成13年度分から適用する。

附 則

この配分基準は、平成16年2月24日から施行し、平成15年度分から適用する。

附 則

この配分基準は、財団法人愛媛県市町村振興協会寄附行為の一部を変更する寄附行為の施行の日から施行する。

附 則

この配分基準は、公益財団法人愛媛県市町振興協会の移行の登記の日から施行する。

附 則

この配分基準は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この配分基準は、令和5年11月1日から施行する。

別 表

交付金配分の市町村数の算定

均等割の基準となる市町村数を算出するに当たり、合併により減少した市町村数（ α ）を毎年度10分の α ずつ段階的に減少させていくこととする。

計算方式

- | | |
|-------------|---------------------------------|
| (1) 平成18年度 | $N - (1 \times \alpha \div 10)$ |
| (2) 平成19年度 | $N - (2 \times \alpha \div 10)$ |
| (3) 平成20年度 | $N - (3 \times \alpha \div 10)$ |
| (4) 平成21年度 | $N - (4 \times \alpha \div 10)$ |
| (5) 平成22年度 | $N - (5 \times \alpha \div 10)$ |
| (6) 平成23年度 | $N - (6 \times \alpha \div 10)$ |
| (7) 平成24年度 | $N - (7 \times \alpha \div 10)$ |
| (8) 平成25年度 | $N - (8 \times \alpha \div 10)$ |
| (9) 平成26年度 | $N - (9 \times \alpha \div 10)$ |
| (10) 平成27年度 | $N - \alpha$ |

N：合併前市町村数

α ：合併により減少した市町村数

※市町村数は、前年度の9月末日現在の市町村数を算定の基礎とする。

市町交付金交付細則

平成14年2月19日	制 定	(細則第1号)
平成15年2月18日	一部改正	(細則第1号)
平成17年2月21日	一部改正	(細則第3号)
平成24年3月30日	一部改正	(細則第2号)
平成25年2月 5日	一部改正	(細則第1号)
平成30年2月 2日	一部改正	(細則第1号)

(趣旨)

第 1 条 この細則は、公益財団法人愛媛県市町振興協会市町交付金交付規程（以下「規程」という。）第 8 条の規定に基づき、公益財団法人愛媛県市町振興協会（以下「協会」という。）が市町に交付する市町交付金の交付について必要な事項を定めるものとする。

(交付の単位)

第 2 条 市町交付金の単位は、1 円単位とする。

(預金利息等の取扱い)

第 3 条 市町交付金の預金から生じる利息等は、交付金と合せて交付するものとする。

(交付金の交付時期)

第 4 条 協会は、市町交付金を当該年度の 3 月 31 日までに市町に交付するものとする。

(交付決定の通知)

第 5 条 協会は、交付金額を決定したときは、様式第 1 号の市町交付金決定通知書により市町に通知するものとする。

(交付金の支払申請)

第 6 条 前条の通知を受けた市町は、様式第 2 号の市町交付金支払申請書により交付金の支払を申請するものとする。

(交付を受けた市町の報告)

第 7 条 規程第 7 条に規定する市町交付金の交付を受けた市町は、交付金を受けた翌年度の 5 月 31 日までに、市町交付金の使途について、様式第 3 号の事業実績報告書により協会に報告するものとする。

附 則 (平成 13 年細則第 1 号)

この細則は、平成 14 年 2 月 19 日から施行する。

附 則 (平成 15 年細則第 1 号)

この細則は、平成 15 年 2 月 18 日から施行し、平成 14 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 17 年細則第 3 号)

この細則は、財団法人愛媛県市町村振興協会寄附行為の一部を変更する寄附行為の施行の日から施行する。

附 則 (平成 24 年細則第 2 号)

この細則は、公益財団法人愛媛県市町振興協会の移行の登記の日から施行する。

附 則 (平成 25 年細則第 1 号)

この細則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 30 年細則第 1 号)

この細則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

地方財政法第 32 条に規定する事業

(基金交付金交付規程第 5 条・市町交付金交付規程第 4 条関係)

1 事業

- (1) 公共事業
- (2) 公益の増進を目的とする事業で地方行政の運営上緊急に推進する必要があるものとして総務省令で定める事業

2 総務省令で定める事業

地方財政法第 32 条に規定する総務省令で定める事業は、次に掲げる事業であって、第 1 号については令和 9 年度までの間に、第 2 号及び第 7 号から第 9 号までについては令和 6 年度までの間に、第 3 号から第 6 号まで及び第 10 号については令和 5 年度までの間に行われるものとする。

- 一 国際交流その他の地域の国際化の推進に係る事業
- 二 地方公共団体がその運営に相当程度関与する博覧会、見本市、展示会、文化行事その他の催しであって総務大臣が当せん金付証券に係る市場の状況等を勘案して指定するものの運営に係る事業又はその他の催しの運営の助成に係る事業
- 三 地域における人口の高齢化、少子化等に対応するための施策に係る事業
- 四 衛星通信網の活用その他の地域の情報化に係る事業
- 五 美術館、図書館、文化会館等芸術・文化活動の拠点となる施設の運営の充実その他の地域における芸術・文化の振興に係る事業
- 六 大規模な風水害、地震、津波、火災、干害、冷害等の災害対策及びこれらの災害の予防に係る事業
- 七 地域産業の高度化、新産業の創出、雇用機会の増大その他の地域経済の活性化に係る事業
- 八 特定非営利活動等の地域における社会貢献活動に係る事業
- 九 地球温暖化対策、リサイクルの推進等地域における環境の保全及び創造に係る事業
- 十 地域における共通の課題に対応するための調査及び研究並びに人材の育成に係る事業
- 十一 令和 9 年に開催されるワールドマスターゲームズ 2027 関西の準備及び運営に係る事業

(9) 公益財団法人愛媛県市町振興協会災害支援金交付規程

平成 30 年 11 月 1 日 制定 (規程第 1 号)

(趣旨)

第 1 条 地震、風水害、火災その他の大規模災害が発生した県内市町に対し、その復旧対策の促進が図られるよう災害支援金を交付する。

(対象市町)

第 2 条 災害支援金は、次のいずれかに該当する市町に交付する。

(1) 災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)の適用を受けた市町

(2) 災害の実情により理事長が特に認めた市町

(災害支援金の額)

第 3 条 災害支援金の額は、次に掲げる住家が全壊した棟数(以下、「全壊棟数」という。)に応じた額を基準として、市町ごとに積算するものとする。

ただし、全壊棟数が 30 棟未満でも、全壊棟数が 25 棟以上で、一部損壊や床下浸水の被害が甚大であるなど、その災害の実情により理事長が特に認める場合には、全壊棟数を 30 棟として取り扱うことができる。

全壊棟数	災害支援金の額
30 棟以上 ~ 40 棟未満	30 万円
40 棟以上 ~ 50 棟未満	40 万円
50 棟以上 ~ 60 棟未満	50 万円
60 棟以上 ~ 80 棟未満	60 万円
80 棟以上 ~ 100 棟未満	80 万円
100 棟以上 ~ 150 棟未満	100 万円
150 棟以上 ~ 200 棟未満	150 万円
200 棟以上 ~ 300 棟未満	200 万円
300 棟以上 ~	300 万円

2 前項のほか、災害の実情により半壊は 2 分の 1、床上浸水は 3 分の 1 をそれぞれ全壊棟数に加算する。

3 第 1 項及び第 2 項のほか、全壊棟数が 30 棟以上で、死者及び行方不明者がある場合には、死者及び行方不明者 1 名につき 5 万円を加算する。

4 全壊棟数を早期に把握することが困難である場合には、住家の棟数をもって災害支援金の額を定める。

5 災害支援金の最高限度額は、1 市町ごとに総額 500 万円とする。

(大規模災害等の特例)

第4条 大規模な災害等で前条各項により処理し難い場合は、その災害の実情、社会的影響等を勘案し、別途対応するものとする。

(災害支援金の交付)

第5条 理事長は、市町への災害支援金の交付を決定した場合は、当該市町へ通知の上、速やかに交付するものとする。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施について必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、平成30年11月1日から施行し、平成30年4月1日以降に発生した災害から適用する。

